

第4期

高山市地域福祉計画



令和2年3月

高山市

はじめに



平成 17 年 2 月の市町村合併から 15 年が経過しました。合併後、少子高齢化や過疎化、人口減少の進行など、社会情勢の変化により福祉サービスに対するニーズも多様化・複雑化しています。そのような中で高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの分野に関する制度が改正されるなど、福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、近年は、地域のつながりが希薄化しているといわれていますが、平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震、令和元年 10 月の大型台風による風水害などの大規模な自然災害が発生したことは、地域の絆に対する考えが深まるきっかけともなりました。

誰もが住み慣れた地域で生活できるよう、地域の担い手による支え合い、助け合いがより一層求められる中で、高山市では、平成 19 年 3 月に「たがいに支え助けあい 誰もが安心していきいきと暮らせる高山（まち）づくり」を基本理念として高山市地域福祉計画を策定しました。

平成 27 年 4 月からは、市内全地域において「協働のまちづくり」がスタートしましたが、これらの社会情勢の変化等を踏まえ、平成 29 年度に第 3 期となる新たな地域福祉計画を策定しました。地域福祉は地域の課題に幅広く関わっていることから、地域力の向上や地域活性化にもつながる重要な取り組みであることを改めて認識することができました。

第 4 期地域福祉計画においては、第 3 期計画の基本理念を引き継ぎ、今後も、障がいの有無や年齢、性別に関わらず、誰もが生涯にわたり元気で住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域福祉によるまちづくりを市民の皆さまとすすめてまいりたいと考えております。

計画の策定にあたり、市内各地域で開催した市民意見交換会、市民ワーキンググループなどにより、貴重なご意見やご提案をいただきました多くの皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

高山市長 國島芳明

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 策定体制.....	4
5. 計画策定までの取り組み.....	5
第2章 計画の基本理念・基本目標	6
1. 基本理念.....	6
2. 基本目標.....	7
3. 取り組みの体系.....	9
第3章 取り組みの展開	13
■基本目標1 人がつながり、支え合うまちづくり.....	14
基本方針（1）人とのつながりを大切にする.....	14
基本方針（2）地域の支え合いを大切にする.....	15
基本方針（3）相談支援や情報提供の体制を整える.....	19
基本方針（4）福祉サービスの担い手を育てる.....	21
■基本目標2 暮らしやすいまちづくり.....	23
基本方針（1）高齢者や障がい者を支援する.....	23
基本方針（2）子育て世帯を支援する.....	24
基本方針（3）生活困窮者等を支援する.....	25
基本方針（4）複雑な問題を抱えている人を支援する.....	26
基本方針（5）住む場所等に困っている人を支援する.....	28
基本方針（6）判断能力に不安を抱える人や立場の弱い人を支援する（権利擁護）.....	29

■基本目標3	いきいきと活躍できるまちづくり	31
基本方針(1)	誰もが活躍する	31
基本方針(2)	生きがいを持って暮らす	32
基本方針(3)	健康寿命を延伸する	34
■基本目標4	安全で安心なまちづくり	36
基本方針(1)	安全で安心して暮らす	36
基本方針(2)	災害に備える	38
第4章	計画の推進	40
1.	計画の推進体制	40
2.	支え合うための区域の範囲	40
3.	計画の進行管理	41
	用語説明	42
	関係法令等	47
	要綱等	49

第1章 計画策定にあたって

1.計画策定の趣旨と背景

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉」は、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域のいろいろな困りごとや課題を把握し、それを解決していく取り組みのことをいいます。福祉というと、高齢者や障がい者などの福祉サービスを受けている人やその家族といった一部の人のものといったイメージがありますが、地域福祉は、地域に住んでいる全ての人（全市民）が対象となります。

地域福祉計画は、地域福祉のしくみづくりについて市民・地域、事業者、NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政などがそれぞれどのような役割を担っていくのか認識の共有化を図り、協力して推進していくために策定する計画です。

地域に住んでいる全ての人が、安心して暮らすことができ、ふだんのくらしがしあわせであるために、それぞれ何ができるのか、課題があれば解決に向けて地域のみんなで考えて取り組んでいくことが地域福祉です。

(2) 計画策定の背景

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

例えば、高齢の親と無職独身や障がいがある50代の子が同居することによる問題（8050問題）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことが必要です。

一方で、少子高齢化・人口減少という国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であると言えます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化します。2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要であり、社会の活力維持向上をどのように図るかが重要課題となっています。

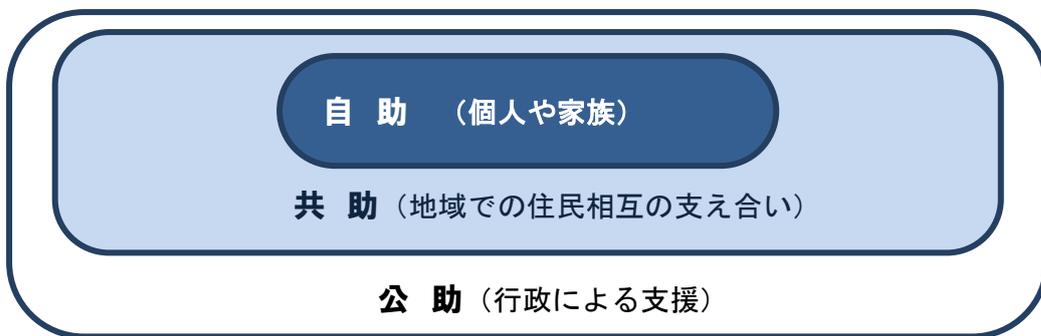
これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつなが

りが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

そこで、暮らしにおける人と人のつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

また、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっており、こうした課題を解決するために、地域住民と行政などが協働して、地域の課題を把握し、課題解決のための方策を考え、自助・共助・公助の役割分担に基づく地域の支えあいのしくみづくりが求められています。

◆自助・共助・公助の考え方



[地域共生社会の実現に向けて]

人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などがすすめられています。

地域共生社会の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指すものです。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

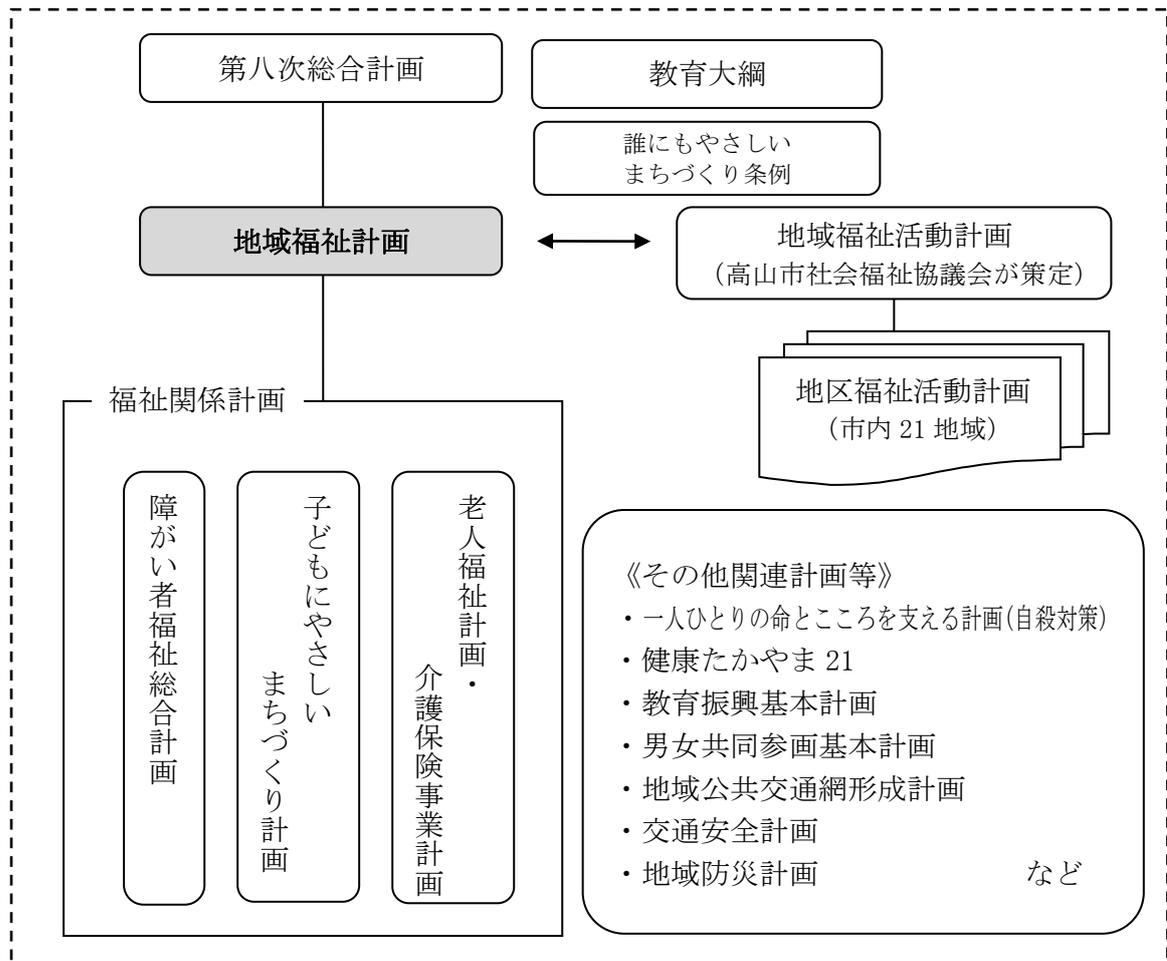
2.計画の位置づけ

平成12年に社会福祉法が改正され、第107条の規定により、市町村の地域福祉計画の策定が位置づけられ、そして、平成30年4月の同法の改正によって、策定は努力義務となっています。

地域福祉計画は、高山市第八次総合計画を上位計画として、福祉に関する各分野の個別計画に共通する理念をつなぐ役割を果たし、さまざまな地域生活の課題に対する「取り組み」や「連携の仕方」などを示す福祉分野の上位計画として位置づけます。市の総合計画や福祉分野の個別計画との調整を図るとともに、防災や男女共同参画など生活関連分野の計画とも分野横断的に連携して策定し、市民との協働による福祉のまちづくりの推進を目指します。

また、高山市社会福祉協議会（以下「社福協」と記載する場合があります。）が、地域住民やボランティア団体、NPOなどの民間団体による福祉活動の推進を目的に策定する「高山市地域福祉活動計画」と取り組み内容を共有し、相互に連携を図ります。

各計画との関連性



※本計画と、市が既に策定している他の計画の対象分野が重なる場合については、その既定の計画の全部又は一部をもって本計画の一部とみなすこととしています。

3. 計画の期間

第4期計画は、第八次総合計画の計画期間後半にあたる令和2年度から令和6年度までとします。

4. 策定体制

- ・ **高山市地域福祉計画市民推進委員会**

市長から委嘱された学識経験者や地域住民代表、関係団体の代表者など20名で組織し、地域福祉計画の内容について審議を行うとともに計画の推進に関わります。

- ・ **高山市地域福祉計画推進庁内委員会**

計画策定のための庁内組織として、市の関係部署の課長等で組織し、関係部課間の調整や、計画策定に関して調査検討を行います。

- ・ **市民ワーキンググループ**

公募等の市民で組織し、市域全体の課題を把握し、課題解決のための取り組みについて協議や検討を行います。

- ・ **職員ワーキンググループ**

庁内委員会に関係する課の職員で組織し、専門的事項の検討を行います。

なお、高山市社会福祉協議会は、地域福祉の推進団体として、市と連携して地域の課題把握などに取り組みます。

5.計画策定までの取り組み

平成14年1月に社会保障審議会福祉部会が示した「市町村地域福祉計画策定指針の在り方について」に、『地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことにある。地域住民の主体的参加による地域福祉計画の策定・実行・評価の過程は、それ自体、地域福祉推進の実践そのものである。』とあることを踏まえ、第4期計画の策定過程では、次の取り組みを実施しました。

(1) 各地域との意見交換

平成31年度には、第4期地域福祉計画策定に向けた市民のみなさまからの意見聴取や、地域ごとの具体的な課題把握、解決のための取り組みの一つとして、市内11カ所で意見交換会を開催しました。

(2) 市民ワーキンググループ会議

市民との協働で計画策定をすすめるため、メンバーを公募し市民ワーキンググループを組織しました。

会議を3回開催し、地域の現状の確認、第4期計画策定に向けて地域住民の取り組み内容の検討等を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

市民参加によるまちづくりを一層進めるため、計画の骨子についてパブリックコメントを実施しました。

第2章 計画の基本理念・基本目標

1. 基本理念

【基本理念】

地域社会を構成する多様な主体の協働による
誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり

高山市地域福祉計画は、社会福祉法第4条に定める「地域福祉の理念」に基づき、市民の誰もが年齢や性別、障がいの有無、社会的経済的地位などに関わらず、個人として尊重され、住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送ることができるまちづくりを目指すものです。

高山市第八次総合計画基本計画では『市民が主役という考えのもと、多様な主体が「協働」してまちづくりに取り組むとともに、先人たちが築き上げてきたまちの財産を継承しながら、新たなまちの魅力や個性を「創造」し、将来につなげていくことで、市民が夢と希望を持ち、心豊かに暮らしていくことのできる「自立」したまちを目指す』を基本理念としています。

平成27年度から本格的にスタートした協働のまちづくりは「市民が主役という理念のもと、市民、地域住民組織、事業者、行政などの地域社会を構成する多様な主体が、お互いの存在意義を認識し、尊重し合い、お互いの持てる能力を発揮し、ともに手を携え、協働してまちづくり（地域課題の解決）に取り組む」こととしており、これはまさに地域福祉の取り組みの趣旨に沿ったものであり、第3期計画では、協働のまちづくりの取り組みを地域福祉計画に位置づけました。

国では、人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などがすすめられています。

地域住民が意見を出しあい、町内会やまちづくり協議会、事業者や市などの地域社会を構成する多様な主体が協働して活動していくことで、地域課題の解決や新しい魅力の創造などに取り組むとともに、人との絆を大切にされた地域づくり活動により地域の支え合いが強化され、誰もが住み続けたいと思える、安全安心で魅力ある持続可能なまちづくりを目指しています。

第3期計画の基本理念と改正社会福祉法による「地域共生社会」の考え方は、いずれも、地域の多様な主体の協働・参画によって、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちを目指すものであることから、第4期計画においてもこうしたことを踏まえ、第3期計画の基本理念を継承します。

2.基本目標

社会の流れや、課題ごとの視点で整理し、各主体が地域福祉について共通認識のもと、協働・連携しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう、4つの基本目標として取り組みます。

【基本目標】

- 1 人がつながり、支え合うまちづくり
- 2 暮らしやすいまちづくり
- 3 いきいきと活躍できるまちづくり
- 4 安全で安心なまちづくり

基本目標について

第3期計画 基本目標

- 【事業の視点で整理】
1. おもひやり・支えあい
2. さまざまなサービスが、利用しやすい仕組みづくり
3. 誰もが地域活動に参加するまちづくり

各主体が地域福祉について共通認識のもと、協働・連携しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう、わかりやすい計画体・内容に見直し

第4期計画 基本目標

- 【社会の流れ、課題毎の視点で整理】
1. 人がつながり、支え合うまちづくり
 2. 暮らしやすいまちづくり
 3. いきいきと活躍できるまちづくり
 4. 安全で安心なまちづくり

第4期計画 体系整理

大きな社会の流れ

- 少子高齢化、人口減少
- 核家族化、独居高齢者等の増加
- 地縁関係の希薄化
- 若者の流出

- 経済的不安を抱える人の増加

- 社会問題の複雑化

- 判断能力等に不安を抱える人の増加

- 多様性社会への対応

- 超長寿社会の到来

- 治安や交通安全への意識の高まり

- 差別のない社会の実現

- 自然災害の多発

課題（市民の不安等）

- ・ 地域活動の持続性について不安を感じる人が増えている。
- ・ 家庭、地域での困りごとの解決が困難となっている。
- ・ 地域の人間関係の希薄化、孤独化がすすみ、家族や地域での支え合いが、従来のように機能しなくなっている。
- ・ 子育ての悩みなど、様々な悩みを抱え相談できない人が増えている。
- ・ 働く世代の減少により、担い手不足の課題が顕在化している。

- ・ 非正規雇用や様々な理由から働くことができず、経済的に不安を抱える人が増加しており、このような人をものように支援していかねば課題となっている。

- ・ ひきこもり、8050問題、障がい者の親亡き後の生活、育児と介護のダブルケアなど、様々な分野の課題が絡み合っており、解決が難しくなっている。

- ・ 認知症高齢者の増加や障がい者の親亡き後の生活など、今後、判断能力等に不安を抱える人の権利をどのようにに擁護し、生活を支えていくかが課題となっている。
- ・ 高齢者、障がい者、子どもへの虐待、DVなど、弱い立場の人の尊厳を傷つける様々な虐待や家庭内暴力が発生しており、その解決や防止策が課題となっている。

- ・ 社会の多様化がすすんでいるなか、その多様性を地域社会においてどう受け入れていくかが課題となっている。

- ・ 超長寿社会において、高齢者がどのように生活し、社会に関わっていくかが課題となっている。

- ・ 悲惨な事件や交通事故が後を絶たず、治安や交通安全をどのように維持していくかが課題となっている。

- ・ 人権意識の向上やエグゼクティブ・サインの推進など、差別のない社会の実現への更なる取り組みが必要である。

- ・ 経験したことのないような自然災害が多発するなか、どのように市民が安全に避難し、避難生活を送れる体制を整えていくかが課題となっている。

解決の考え方

日常生活における不安を相談できたり、互いの変化を気づきあえる人間関係が身近にあるなど、子育てや介護などの支援を、家族や地域で支え合うことが大切である。
また、人や福祉サービスのつなぐ相談支援体制の充実や地域の福祉を支えていく担い手づくりが大切である。

様々な事情によって困難を抱える人に対し、それぞれに合った支援を行い、暮らしやすいまちにしていくことが大切である。

年齢や性別、障がいの有無等に関係なく、自身の健康をもちながら生きがいを持って地域社会で活躍していくことが大切である。

心のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進するとともに、普段から、地域の交通安全や防犯、災害発生時の体制を整えて、安全で安心して暮らせるまちをつくるのが大切である。

基本目標

目標1
人がつながり、支え合うまちづくり

目標2
暮らしやすいまちづくり

目標3
いきいきと活躍できるまちづくり

目標4
安全で安心なまちづくり

3. 取り組みの体系

4つの基本目標のもと、福祉に関する関係計画などとの連携を図りながら、「市民協働のまちづくり」を推進することを念頭に、次のとおりとします。

また、取り組みの方向は、既の実施している施策との連携を図りながら、地域福祉の視点に立ち、どのような取り組みをするのかをまとめたものです。

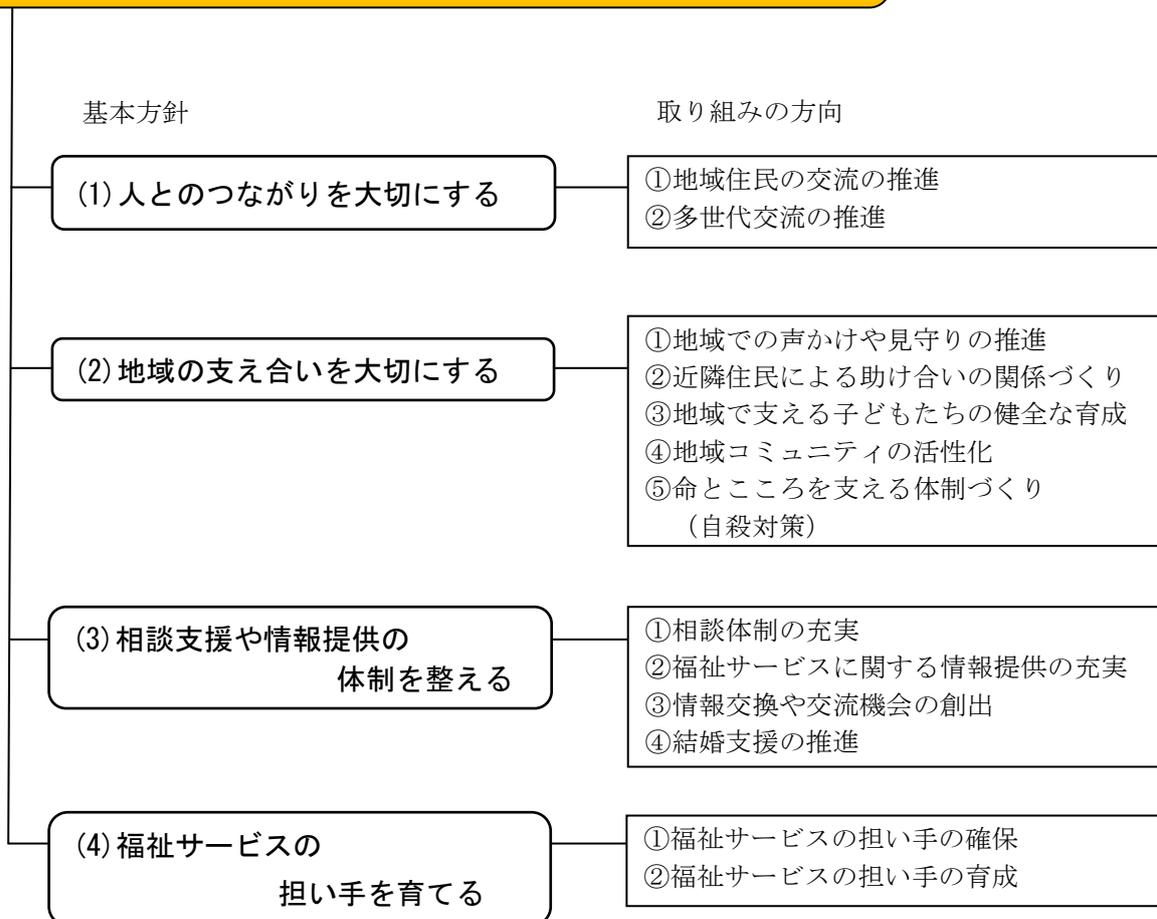
第4期高山市地域福祉計画 取り組みの体系

《基本理念》

地域社会を構成する多様な主体の協働による
誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり

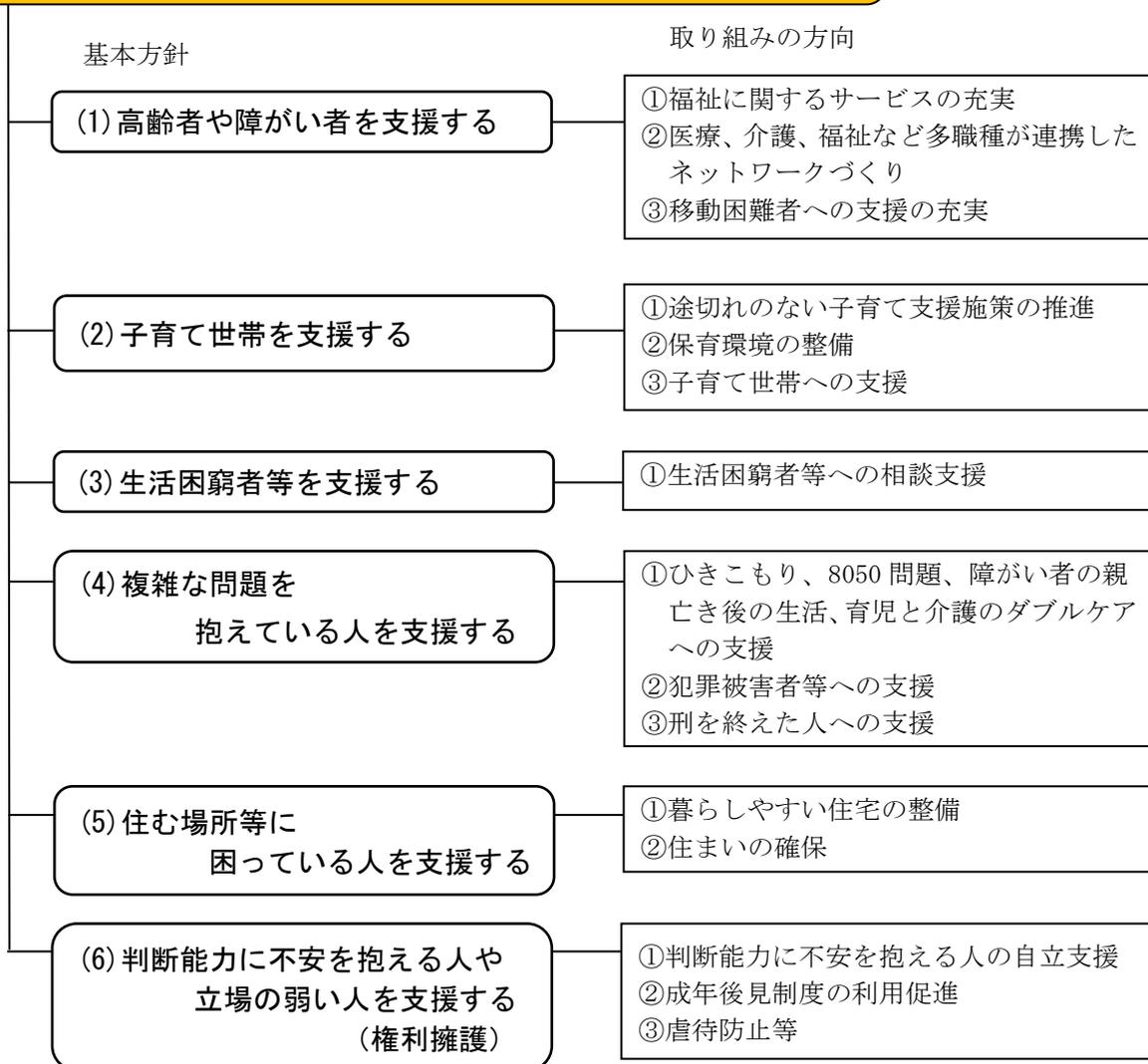
基本目標 1

人がつながり、支え合うまちづくり



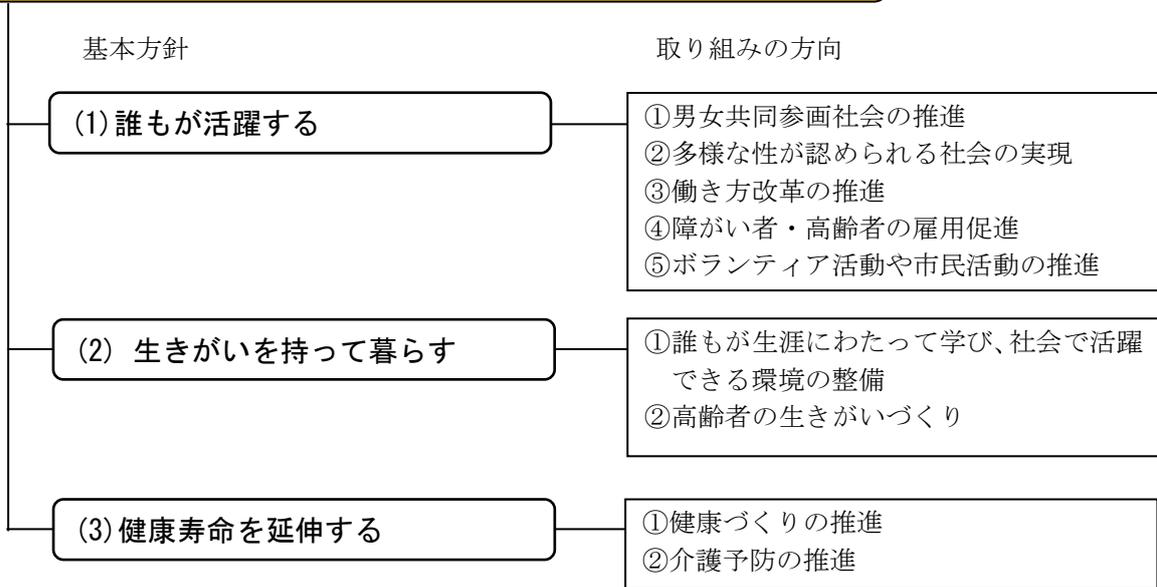
基本目標2

暮らしやすいまちづくり



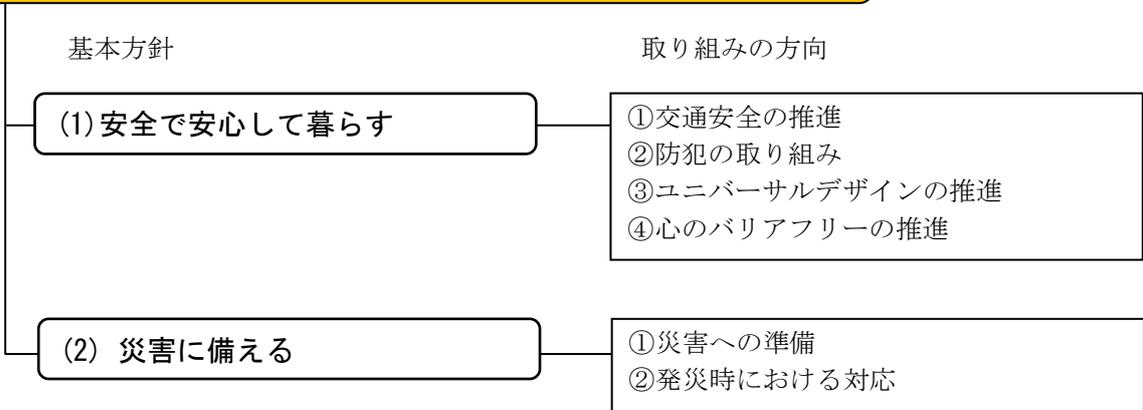
基本目標 3

いきいきと活躍できるまちづくり



基本目標 4

安全で安心なまちづくり



この計画における用語の定義

市民

市民とは、高齢者や障がい者などの支援やサービスを必要とする人やその家族だけでなくすべての人を指します。また、地域住民とは、一部の地域における市民を指します。

地域

高山市地域福祉計画は、高山市全域が対象です。計画における「地域」の範囲は、主に町内会の単位とし、取り組みや活動内容により、まちづくり協議会、町内の班などの近隣、小学校区、中学校区が範囲となることもあります。また、地域における市民・各団体等を指す場合もあります。

事業者等

営利などの目的をもって事業を行う個人又は法人を指します。なお、福祉サービス事業者等を含みます。

福祉サービス事業者等

障がい福祉サービスや、介護保険サービス、子育て支援サービスなどを提供する事業者やNPOなどを指します。

社会福祉協議会

住民、ボランティア団体、民生児童委員、社会福祉施設、関係団体などの社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、福祉のまちづくりを目指し、さまざまな活動を行っている社会福祉法人です。平成12年の社会福祉法改正により、社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であると明記されました。

※この計画では、法律用語等を除き、「障がい」「障がい者」と記載します。

第3章 取り組みの展開

地域のさまざまな課題を解決していくためには、市民・地域、事業者等、社会福祉協議会、行政の各主体が、地域福祉についての共通認識を持ち、協働・連携して取り組みをすすめていく必要があります。

この章では、地域の課題を解決していくうえでの理念と各主体の役割を示しており、各主体が協働・連携して地域福祉の実現に向けて取り組みます。

■基本目標1 人がつながり、支え合うまちづくり

少子高齢化や人口減少、核家族化や独居高齢者等の増加、そして、地縁関係の希薄化や若者の市外流出などによって、家族や地域での支え合いが従来のように機能しなくなってきています。このため、日常生活における不安を相談することができたり、互いの変化を気づきあえる人間関係が身近にあるなど、人がつながり、支え合うまちにしていくことが大切です。

■基本目標2 暮らしやすいまちづくり

ひきこもりなど、複数の原因が複雑に絡み合うことによって解決や対応が難しい問題が増えてきています。また、認知症の高齢者など、判断能力等に不安を抱え、支援が必要となる人の増加が見込まれています。このため、さまざまな事情によって困難を抱える人に対し、それぞれに合った支援を行い、暮らしやすいまちにしていくことが大切です。

■基本目標3 いきいきと活躍できるまちづくり

社会の多様化が進むとともに、人生100年時代といわれる超長寿社会が到来しています。このため、年齢や性別、障がいの有無等に関係なく、誰もが自身の健康を保ちながら、いきいきと活躍できるまちにしていくことが大切です。

■基本目標4 安全で安心なまちづくり

悲惨な事件や事故が後を絶たず、心ない差別や思いやりの欠如も社会からなくなっていません。また、自然災害が多発しており、安全・安心な暮らしを継続していくためには、さまざまな課題があります。このため、心のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進するとともに、普段から、地域の交通安全や防犯、災害発生時の体制を整え、安全で安心なまちにしていくことが大切です。

■基本目標1 人がつながり、支え合うまちづくり

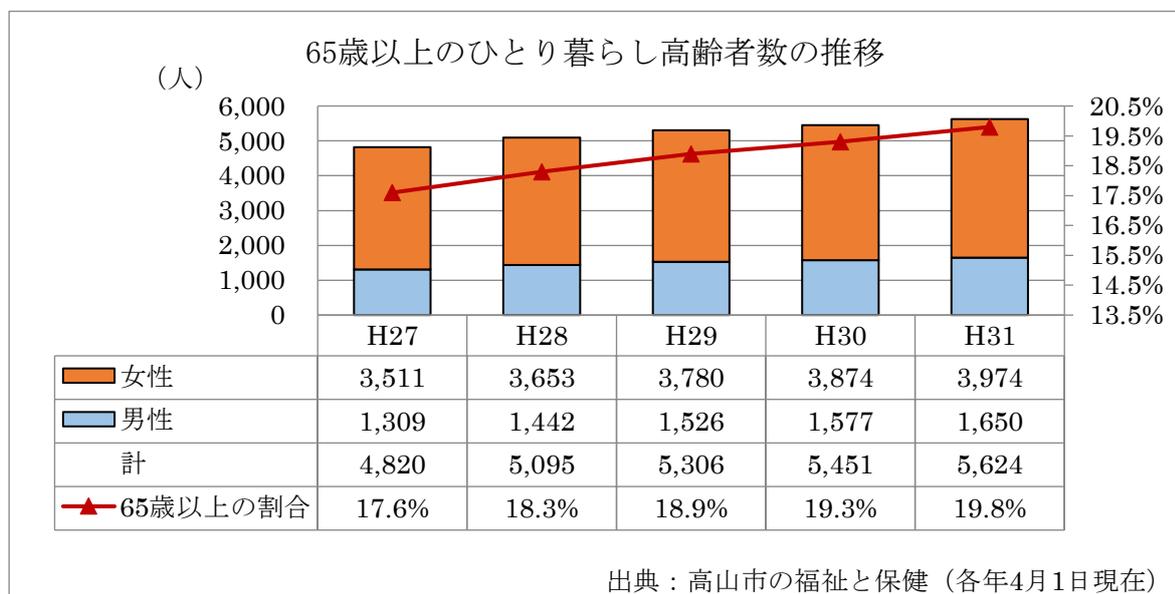
○基本方針（1） 人とのつながりを大切にする

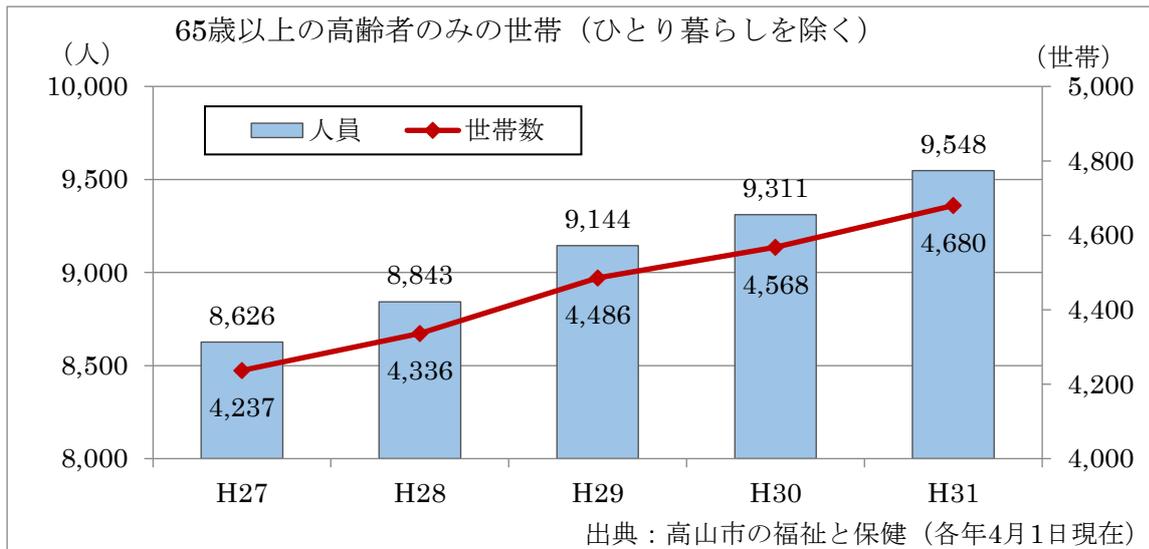
核家族化や独居高齢者の増加に伴う家庭の機能の低下、人々の価値観やライフスタイルの多様化、プライバシー意識の高まりなどの理由によって、地域住民のつながりが薄れていくことが懸念されています。困っている人が地域から孤立することを防止することが大切であり、地域のつながりはより重要なものになっています。

このため、地域の誰もが気軽に行事などに参加し交流することによって、お互いの顔が見える関係づくりを目指します。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	年齢や障がいの有無などに関係なく、誰もが交流できる機会をつくり、参加します。
事業者等	自ら行う事業等を通して、交流を推進します。
社会福祉協議会	地域の活動を支援するとともに行事を開催し、交流を推進します。
行政	地域の活動を支援するとともに行事へ参加する障がい者等を支援し、交流を推進します。





【取り組みの方向】

① 地域住民の交流の推進

年齢や障がいの有無に関係なく、身近な場所でさまざまな人が気軽に集うことができる地域行事やサロン活動、スポーツ活動などの交流の場は、地域の人がつながりを深めるうえで、重要な役割を担っています。また、このような交流の場所として、地域の集会施設等を有効に活用していくことも大切です。

交流を通してお互いを知り、支え合える関係を築くため、地域の交流の場に参加しましょう。

② 多世代交流の推進

核家族化などにより、子どもと高齢者がふれあう機会が少なくなってきました。子どもと高齢者の交流は、高齢者の経験を子どもに伝える場であるとともに、高齢者の生きがいにもつながります。また、祭礼などの伝統行事は、先人たちとのつながりを大切にする機会でもあります。

多世代交流を通してお互いの理解を深め、支え合える関係を築くため、地域で行う祭礼などの伝統行事に参加しましょう。

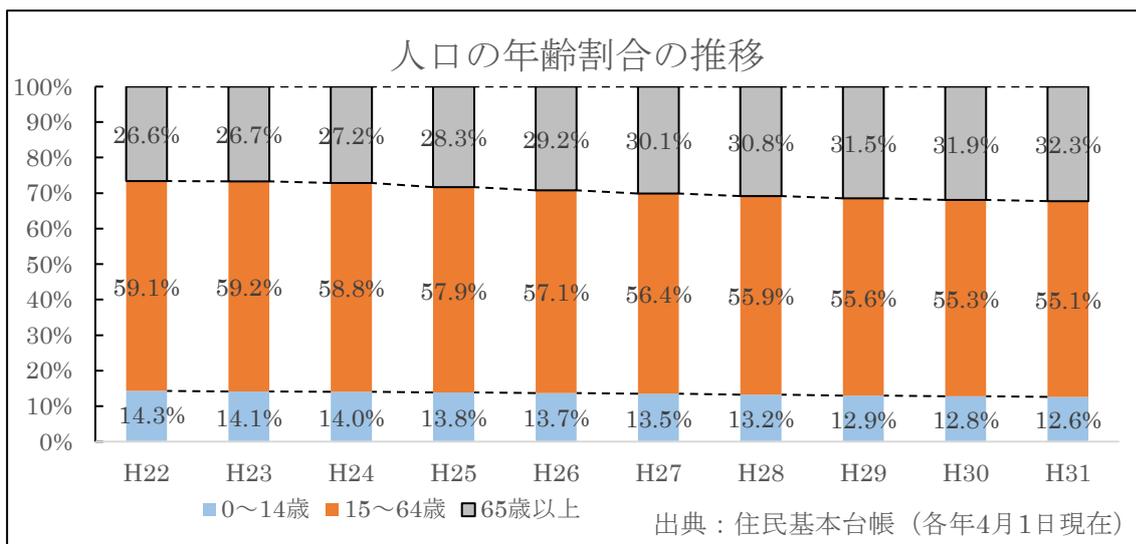
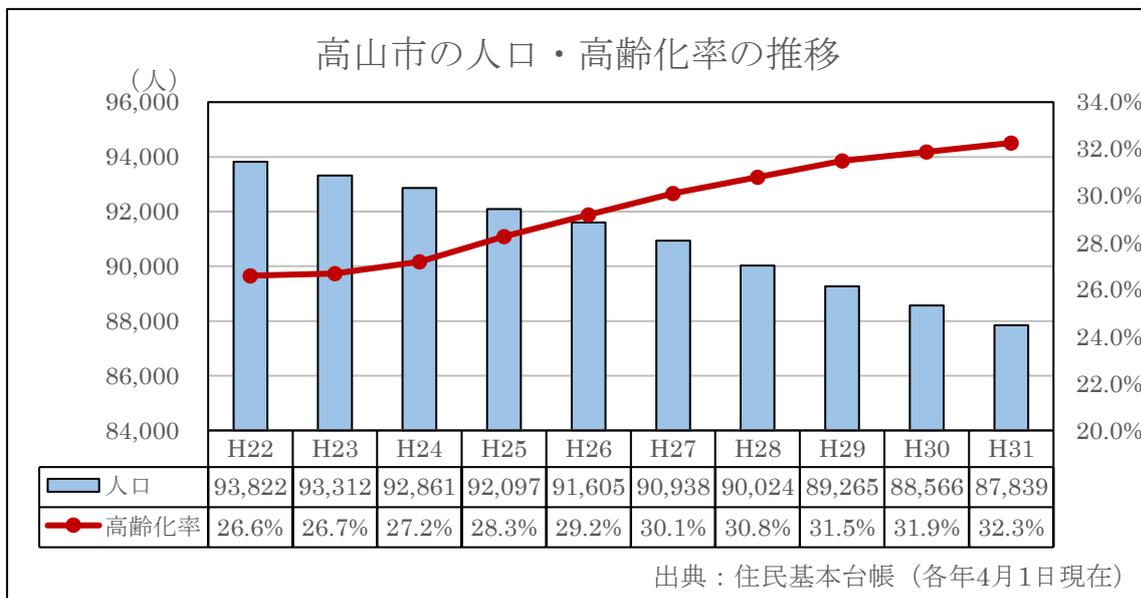
○基本方針（2） 地域の支え合いを大切にする

少子高齢化や核家族化、地縁関係の希薄化等の影響により、今まで家族や地域の中で解決できていた日常生活の困りごとが解決できなくなってきました。

このため、支える側と支えられる側に分かれるのではなく、誰もが地域の中で自分ができることを考えて実行し、支え合っていく体制づくりを目指します。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	地域のためにできることを考え、近隣住民や友人、事業者などと支え合いの活動に取り組みます。
事業者等	自ら行う事業等を通して、地域の支え合い活動に貢献します。
社会福祉協議会	地域住民などによる地域の支え合い活動の支援や仕組みづくりを行います。
行政	地域の支え合い活動の仕組みづくりの支援を行い、情報提供等を行います。



【取り組みの方向】

① 地域での声かけや見守りの推進

地域のつながりが希薄であったが故に、孤独死や児童虐待等を防げなかった事案が全国各地で発生しています。生活の基礎となる身近な地域において、民生児童委員や地域見守り推進員等とともに日常のあいさつや声かけを行っていくことが大切です。

高齢者世帯や障がい者世帯等の安否確認や見守りなどができる地域をつくりましょう。

② 近隣住民による助け合いの関係づくり

高齢者のみの世帯や障がい者への日常生活上の簡単な手伝いなど、近隣住民の助け合いによってできる支援は、たくさんあります。

高齢者等のごみ捨てや除雪などの生活支援ができるよう、普段から住民同士が顔見知りの関係をつくりましょう。

③ 地域で支える子どもたちの健全な育成

親は子どもの教育に対し責任を持つ必要があり、その意味において親の教育権は尊重されなければなりません。しかし、子どもは家庭だけではなく、地域のさまざまな人たちと関わり、見守られながら成長していきます。昨今、核家族やひとり親家庭、共働き家庭など、家庭環境の多様化等により、子どもと子育てを取り巻く環境が複雑化しているなかで、地域が子どもの育成に果たす役割は大きなものがあります。普段の生活の中で、地域の子どもをあたたく見守ることや、子ども会活動等の多様な体験を通じて、将来こうなりたいという夢を育むことが大切です。また、地域と学校とが協働して活動することで、より効果的な活動が可能となり、活動の場として、児童館やつどいの広場等を有効に活用するとともに、子どもや親子が安心して遊べる場を整備していくことも大切です。

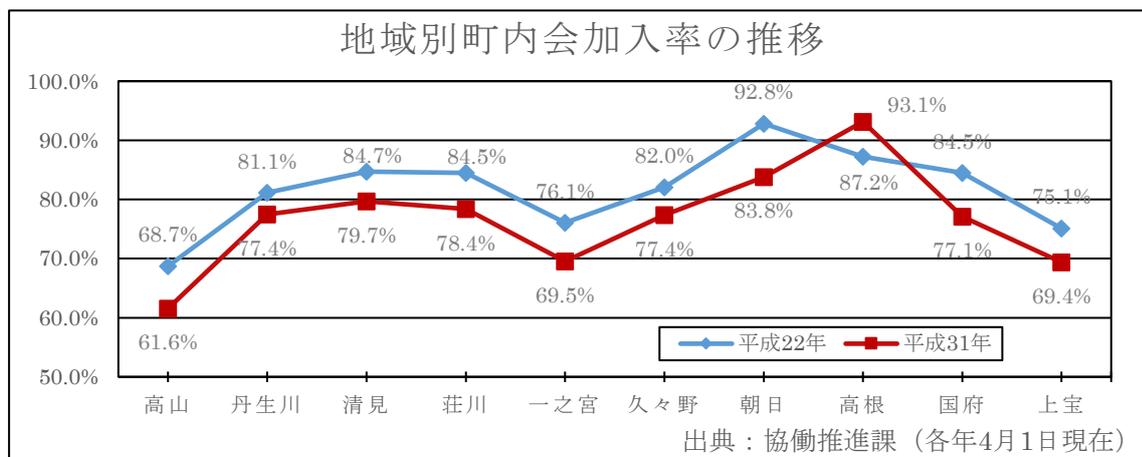
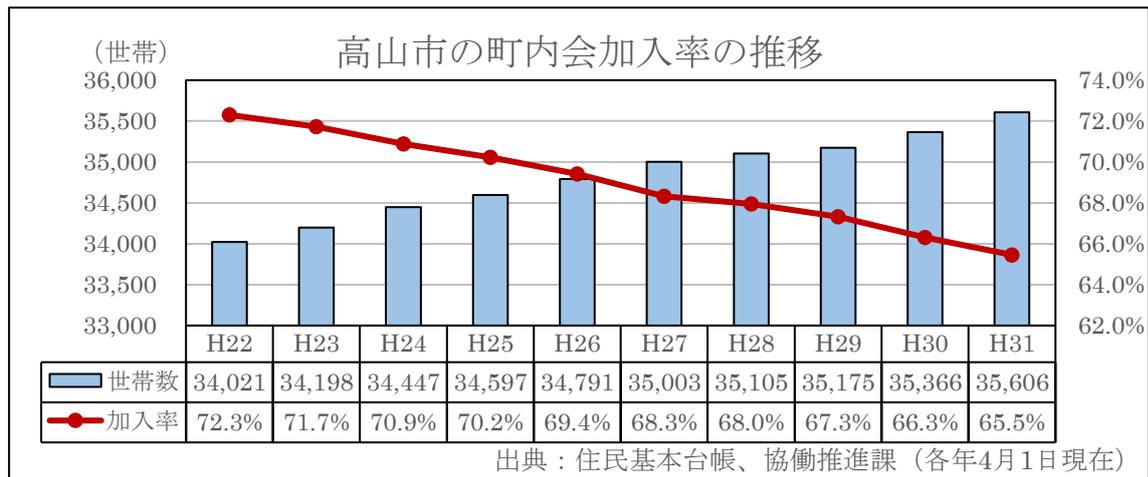
子どもの育成において地域が担う役割を認識し、子どもたちを「地域の子ども」として、家庭とともに健全に育てましょう。

④ 地域コミュニティの活性化

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、市民に最も身近な地域の集まりである町内会は大きな役割を持っています。例えば、災害が発生した際、町内会での助け合い活動は欠かせません。しかし、人口減少や住民の高齢化などにより、今までのような活動を続けていくことが困難になっている町内や、町内会に加入していない世帯が増加している現状があります。このような中で、市民一人ひとりが身近な助け合い組織である町内会の重要性を深く理解することが求められています。町内会やまちづくり協議会などのさまざまな地域コミュニティ活動に参加し、地域を支える人材を育て、地域の課題を話し合い解決していくことで、地域の活動を維持・充実していくことが大切です。

自分たちの地域のことを自分たちが考えられるよう、地域の集まりに積極的に参加し活動を活性化させましょう。

第3章 取り組みの展開
基本目標1



⑤ 命とところを支える体制づくり（自殺対策）

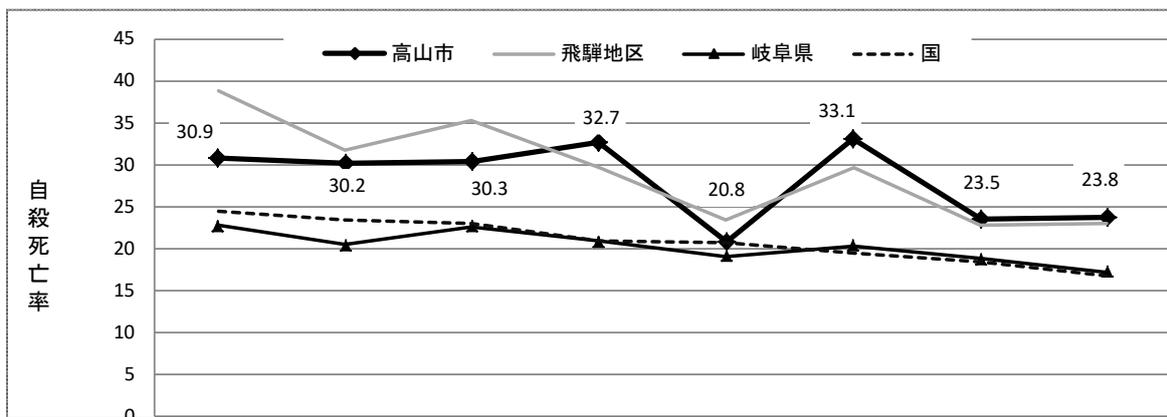
平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」として徐々に認識されるようになりました。高山市においては「誰も自殺に追い込まれることのない高山市の実現」を目指すため、平成31年3月に自殺対策計画「一人ひとりの命とところを支える計画」を策定しました。

全国の自殺死亡率及び自殺者数は減少傾向にありますが、高山市の自殺死亡率は、全国や県と比べて高い状況が続いています。自殺の背景には、うつ状態などのほか、過労や生活困窮、いじめなどのさまざまな社会的要因が知られており、追い詰められた末に自殺以外の選択肢が考えられない危機的な心理状態に追い込まれてしまうといわれています。このため、自殺を個人的な問題としてのみ捉えるのではなく、市民一人ひとりがその背景等について理解を深め、ゲートキーパー（家族や仲間の変化に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人）を育成していくことや、地域での見守り体制を強化していくことが大切です。

誰も自殺に追い込まれることのない高山市の実現を目指し、見守り体制を強化しましょう。

自殺死亡率と自殺者数の推移

* 自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数



自殺者数		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	高山市		29	28	28	30	19	30	21
岐阜県		473	426	460	425	385	408	376	347
国		30,707	29,554	28,896	26,433	26,063	24,417	23,152	21,017

* 自殺者数の単位: 人

出典: 人口動態統計

○基本方針（3）相談支援や情報提供の体制を整える

地域の人間関係の希薄化や核家族・独居高齢者の増加が進むなか、身近に相談できる相手がないなどの理由によって、家族や地域の中で生活課題を解決できない人がいます。

このため、これらの人を支える相談体制を充実させていくとともに、福祉サービス等による支援が必要な人が必要な情報や支援を容易に得られる体制を整えます。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	相談支援に関する情報を把握するため、市などが発信する情報を収集し、支援を必要としている人に早めの相談を勧めるとともに、必要に応じてその人を各相談窓口につなげます。
事業者等	事業を通して気になる人を発見したら、必要に応じて各相談窓口につなげます。また、福祉関係の事業者等は、積極的に事業内容を発信します。
社会福祉協議会	地域の相談窓口としての機能の充実と周知を図ります。また、身近な相談窓口である民生児童委員の役割を周知します。
行政	さまざまな課題に対して円滑に対応できる相談支援や情報提供の体制を整えます。

【取り組みの方向】

① 相談体制の充実

障がい者、高齢者、子育て、生活全般に関する相談窓口は、行政や高山市社会福祉協議会、福祉関係の事業所などに設置されていますが、「どこに相談に行けば良いか分かりにくい。」との声に対応するため、平成27年4月に福祉サービス総合相談支援センターを開設し、福祉に関する包括的な相談体制を整備しました。このような相談窓口の周知や利用促進、身近な相談窓口である民生児童委員の周知を図りつつ、福祉関係者のネットワークを活用した支援体制を充実させていくことが大切です。また、社会情勢の変化や新たな社会問題が顕在化していくなかで、社会から孤立化してしまう一人暮らしの高齢者や障がい者をはじめ、さまざまな人が抱える多様な課題に対応できるよう相談体制を充実していくことが求められています。

どのような困りごとであっても、一人で抱え込むことがないよう身近な相談先や市役所などの窓口にご相談しましょう。

② 福祉サービスに関する情報提供の充実

福祉サービスにはさまざまな制度があるため、利用者は情報収集や理解が困難な場合があります。情報の発信側は、広報等の媒体を有効に活用し、利用者の目線に立った分かりやすい情報を提供することが大切です。また、利用者側も、受け身ではなく、必要な情報は自ら積極的に収集していくことで、より自分にあったサービスを利用することが可能となります。

支援が必要な人が必要な福祉サービスを利用できるように、市や高山市社会福祉協議会などが発信する情報を収集しましょう。

③ 情報交換や交流機会の創出

悩みを抱える人は、さまざまな理由によって、家族や近所等の身近な人にも相談できなかったり、したくない場合があります。このような場合であっても、同じ悩みを抱える人や家族同士が思いや情報を共有する場に参加することで、課題の解決につながったり、不安な気持ちが軽減されたりすることが考えられます。

悩みを抱える人の不安が少しでも解消されるよう、当事者の気持ちに寄り添い、その家族や同じ立場にある人が交流できる機会をつくりましょう。

④ 結婚支援の推進

結婚を望みながらも、出会いの機会が限られていたり、相手との接し方に自信が持てず、自分の気持ちを上手く伝えられない人がいます。このような人に対しては、市の結婚相談所の活用を勧めたり、まわりの人が出会いの機会をつくるなど、結婚に向けて後押ししていくことが大切です。

結婚を望む人が良い出会いに巡り合えるよう、本人や家族、地域、事業者などが協力しましょう。

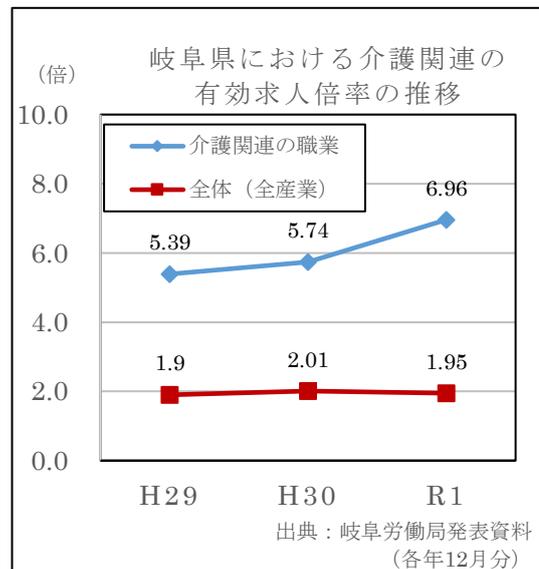
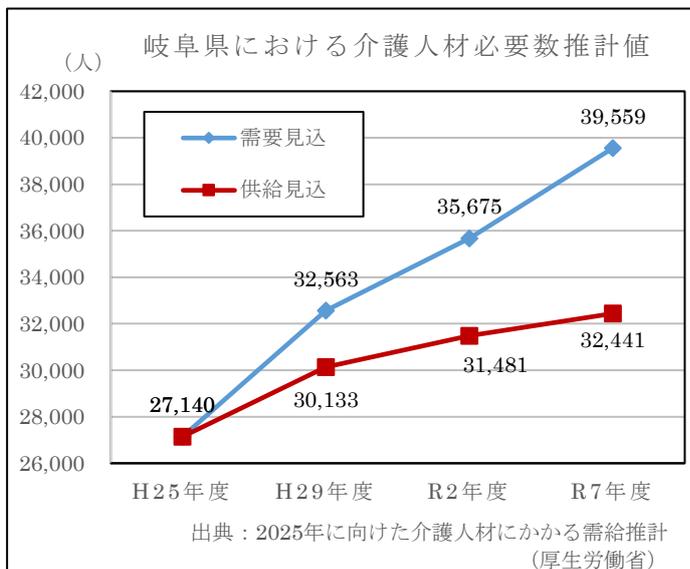
○基本方針（4） 福祉サービスの担い手を育てる

少子高齢化や人口減少に加え、若者の市外への流出などにより、地域を支える人材の不足が懸念されており、福祉サービスにおいても、担い手の確保は喫緊の課題となっています。

このため、市民一人ひとりが福祉サービスの重要性や仕事内容について理解を深め、福祉サービスの担い手を育成する環境を整えます。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	福祉サービスの重要性や仕事内容について理解を深めます。
事業者等	福祉専門職の雇用環境の改善し、働きやすく、やりがいを感じられる職場づくりを進めます。
社会福祉協議会	福祉事業者の人材確保・育成に向けた取り組みを支援します。
行政	福祉事業者の人材確保・育成に向けた取り組みを支援します。



【取り組みの方向】

① 福祉サービスの担い手の確保

福祉サービスは、実際にサービスを受けている本人のみならず、その家族等にとっても欠かせないことから、市民の生活を支える屋台骨と言えます。福祉サービスが安定的に提供できるよう人材を確保することが求められておりますが、人材不足の影響は福祉サービスの分野にも出てきています。このため、市民一人ひとりが福祉サービスの重要性をしっかりと認識し、仕事内容や待遇について正しく理解したうえで、担い手が確保されるよう努めていく必要があります。

第3章 取り組みの展開

基本目標1

あわせて、市外からの移住・定住者を支援して担い手を確保していくとともに、ロボットやA I（人工知能）の技術を活用し、福祉の現場で働く人の負担を軽減していくことも大切です。

福祉サービスの重要性の理解を深め、福祉サービスに従事する人材の確保に向け協力しましょう。

② 福祉サービスの担い手の育成

子育て、介護、障がい、看護などの分野で働く場合には、専門的な知識を求められることが多く、職種によってさまざまな資格が必要となります。利用者が抱える課題に適切に対応する必要があるとともに、困難事例の解決にあたっては、豊富な知識や人的ネットワークが求められることから、資格や知識等の取得に対して支援していくことが大切です。

子どもが健やかに育ち、高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう、福祉サービスの担い手の育成に協力しましょう。

■基本目標2 暮らしやすいまちづくり

○基本方針（1） 高齢者や障がい者を支援する

高齢者や障がい者及びその家族が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくためには、地域に医療や福祉のサービスを整備することが必要であり、中には、医療や介護など複数の分野のサービスを同時に必要とする場合もあります。また、高齢になり運転免許証を返納する方も増えており、買い物や通院などの生活支援も必要となっています。

このため、福祉サービスや生活支援を充実させていくとともに、複数の分野が連携して高齢者や障がい者を支えるネットワークづくりを目指します。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	支援を必要とする身近な高齢者や障がい者などの困りごとを把握し、福祉サービス以外の支援により生活を支えます。
事業者等	福祉サービスを充実させるとともに、地域における公益的な取り組みを推進します。医療、介護、福祉などの多職種間の連携を図ります。
社会福祉協議会	市民による地域の支え合い活動を支援します。
行政	必要なサービスが包括的に提供される体制づくりに取り組みます。

【取り組みの方向】

① 福祉に関するサービスの充実

高齢者や障がい者が、住み慣れた家や地域で安心して暮らしていくためには、在宅支援サービスを充実させるとともに在宅介護者の負担を軽減することが求められます。また、障がい者が高齢になっても使い慣れたサービス事業所においてサービスを受けられやすくすることや、サービスの提供体制を充実させていくために、高齢者や障がい者が共に利用できる「共生型サービス」の展開が図られていくことも大切です。

高齢者、障がい者にとって適したサービスが受けられるよう、福祉サービスの充実に協力しましょう。

② 医療、介護、福祉など多職種が連携したネットワークづくり

医療や介護、福祉のサービスを同時に必要としている人が安心して暮らしていくためには、医療や介護、福祉などのサービスがスムーズにつながるなど、包括的な支援が望まれています。

福祉に関わる関係機関が互いの必要性を認識し、連携した支援体制を構築しましょう。

③ 移動困難者への支援の充実

自動車の運転に不安を感じる高齢者のほか、さまざまな理由から車を運転することが困難な人にとっては、公共交通が利用しやすいことや、買い物や通院時などの移動支援があることが望まれます。特に、商店が少なく、買い物が困難な地域では、地域住民の助け合いや、配食サービス、移動販売も大きな助けとなります。

移動に関する困りごとの解決に向けて移動手段等の確保について協力し工夫し合いましょう。

○基本方針（2） 子育て世帯を支援する

核家族化やひとり親家庭、共働き家庭の増加など家庭環境が多様化しているなか、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減ったり、経済的に困っているなど、家庭によってさまざまな課題を抱えている場合があります。また、子育ての悩みを相談できる人が身近にいないことや、一人で仕事・家事・育児を抱えたりすることなどが原因で、親が肉体的にも精神的にも追い詰められ、児童虐待などの深刻な問題へと発展する事例もあります。子どもを健やかに育てるためには、家庭環境が平穏であることが大切です。

このため、子育て世帯の悩みや負担が減り、子どもを健全に育てることができるよう子育て世帯を支援します。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	子育ての重要性や大変さを理解するとともに、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、家族や地域の皆で、協力して子育てします。
事業者等	勤務時間や休暇等に配慮し、子育てしやすい職場環境をつくりまします。
社会福祉協議会	保護者同士の交流や相談できる場を提供するなど、子育て世帯を支援します。
行政	安心して出産、育児ができるよう途切れなく子育て世帯を支援します。

【取り組みの方向】

① 途切れのない子育て支援施策の推進

家庭はすべての教育の出発点であり、家族のふれあいを通して、子どもは、基本的な生活習慣、他人への思いやり、自立心などを身につけていきます。しかし、昨今は、仕事と子育ての両立の難しさなどのさまざまな要因を背景として、親が時間的・精神的にゆとりを持って子育てすることが難しい環境になっています。このような中で、家庭の教育力を向上させていくためには、社会全体で子育てを支援していくことが大切です。また、子どもの成長過

程に応じて保護者が抱えるさまざまな悩みごとに対し、途切れのない相談支援体制を構築していくとともに、その窓口を周知し、活用につなげていくことが必要です。さらに、昨今の晩婚化に伴い、出産年齢が上昇傾向にあることから、そのリスクから母体と胎児を守り、年齢にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境を充実していくことが求められています。

地域全体で子育て世帯が抱える不安や悩みごとに寄り添いましょう。

② 保育環境の整備

支援が必要な子どもやその家庭へのきめ細やかな対応、3歳未満児の受入などにより、保育に求められる業務の質が高くなり、それに伴い業務量も多くなる傾向にあります。このため、保育士の資質向上と処遇改善などによる保育士の確保に取り組むとともに、保育業務の見直しや効率化のためICT（情報通信技術）の活用を図ることが大切です。

子どもや保護者、保育士にとって安全で魅力的な保育環境づくりに取り組みましょう。

③ 子育て世帯への支援

子育ての悩みを抱える保護者同士が情報交換することは、交流の機会を得ることにもつながります。特に、子育てに不安を抱える世帯にとっては、悩みを共有し、不安を解消する手段となります。また、子どもは、家庭以外において、生活していくためのさまざまな知識を身につけていくため、家庭、学校、地域が協働して、子どもたちが地域への愛着や基礎的な学力、社会を生き抜く力などを学べるよう支援していくことが大切です。加えて、子育てには、経済的、時間的、体力的、精神的にさまざまな負担が伴うため、各家庭のやむを得ない事情によって負担が大きくなりすぎているものに関しては、社会の支援が求められています。特に、障がいや病気を抱える子どもを持つ世帯においては、さまざまな面で負担がかかるため、地域の療育体制を充実させるなどの支援が必要です。

子育て世帯の不安や困りごとを認識・共有し、地域全体で支援していきましょう。

○基本方針（3） 生活困窮者等を支援する

平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活が自立した人が再び生活保護としないようにすることを目的に、生活困窮者の自立支援制度が開始されました。

生活保護には至らないまでも、経済的に困窮している人は、家庭や生活、社会との関わりの面でさまざまな課題（貧困・ひきこもり・不登校等）を抱えている場合が多いのが現状であり、平成27年4月に市では福祉サービス総合相談支援センターを設置し、生活困窮に関する相談支援を行っています。

このため、就労の支援をするだけでなく、その人や世帯が抱える課題と一緒に向き合い支援できる体制づくりを目指します。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	支援を必要としている人がいたら、各種相談窓口に連絡・相談して支援に繋がります。
事業者等	誰もが働きやすい職場づくりに取り組みます。また、就労に向けた支援も行います。
社会福祉協議会	地域や行政と連携して支援が必要な人を早期に把握し、生活の自立に向けて支援します。
行政	地域や関係機関と連携して支援が必要な人を早期に把握し、生活の自立に向けた支援に繋がります。

【取り組みの方向】

① 生活困窮者等への相談支援

生活困窮者やその世帯には、「働きたいけど今一歩踏み出せない」、「家計のやりくりがうまくいかない」、「借金を返済できない」、「何年もひきこもりが続いている」などさまざまな課題があり、一人で複数の課題を抱えている場合もあります。また、子育て世帯の場合には、子どもへの影響を考慮した支援が必要となってきます。このため、相談者の意思を尊重しながら、関係機関が連携してこれからの生活を一緒になって考え、無料職業相談所などを活用した就労や家計改善に向けた相談を実施していくとともに、直ちに就労が難しい人に対しては、コミュニケーション能力の習得や生活習慣の改善などの支援をすることが大切です。

関係機関が協力し、その人に寄り添った支援ができるように取り組みましょう。

○基本方針（4） 複雑な問題を抱えている人を支援する

仕事や学校に行くことなく家族以外の人とほとんど交流しない状態で半年以上続けて自宅にいる「ひきこもり」、80歳代の高齢者の親とひきこもり状態の50歳代の単身・無職の子が同居している「8050問題」は、対人関係や心の傷、精神疾患などの複数の原因が複雑に絡み合っている場合があります。社会が実態を把握しにくいこともあって、対応や解決が難しい問題となっています。同様に、「親亡き後の障がい者の生活」や、世帯において育児と介護が同時に必要となる「ダブルケア」などの問題も解決は容易ではありません。また、理不尽な犯罪による被害に対しても、犯罪被害者等が受けた被害や心痛を重く受け止めなければならない一方で、刑を終えて出所した人に関しては、再犯を防止するうえでも、社会から孤立させることなく社会全体で支援していくことが求められています。

このため、複雑な問題を抱えている人や家庭に寄り添い、関係機関が連携して福祉サービスにつなげるなど支援できる体制づくりを目指します。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	身近に困っている人がいたら、その人のためにできることを考え、行動します。
事業者等	気軽に相談できる職場づくりに取り組みます。
社会福祉協議会	地域や行政と情報連携を密にして、支援を必要とする人を早期に把握し、その人に合ったきめ細やかな支援を行います。
行政	さまざまな相談に対応できる体制を整備し、地域や関係機関と連携して、支援に繋がります。

【取り組みの方向】

① ひきこもり、8050 問題、障がい者の親亡き後の生活、育児と介護のダブルケアへの支援

「ひきこもり」等と関連した痛ましい事件が発生すると、「ひきこもり」の問題と事件が結びつけられがちですが、このような考えを安易にすべきではありません。「ひきこもり」の状態にある人やその家族は、それぞれが事情を抱えており、生きづらさと孤立の中で日々葛藤しています。ひきこもりの状態は、疲弊した心身の休息期間として捉えるなど、多様な事情やそれぞれの心情に寄り添う必要があります。同様に、「8050 問題」や「親亡き後の障がい者の生活」、「育児と介護のダブルケア」で不安や困難を抱えている人に対しても、各家庭が抱える事情に応じた支援が必要であり、医療や福祉サービスなどの関係機関が連携した相談支援体制を充実させていくことが必要です。また、このような問題を抱える当事者やその家族は、まわりに相談しづらい場合があるため、相談しやすい相談窓口や同じ問題を抱える当事者同士の交流が、気持ちの負担を減らし、解決に向けて前進していくうえで大切になってきます。

それぞれの事情や心情を受け止め、関係者が寄り添いましょう。

② 犯罪被害者等への支援

犯罪被害に遭うことは、決して他人事ではありません。犯罪被害者やその家族は、命を奪われる、家族を失う、傷害を負うなどの直接的な被害だけでなく、精神的なショックや身体の不調、医療費の負担や失職等による経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的な負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材・報道による負担など、被害後の二次的な被害に苦しんでいます。なかでも精神的な被害は深刻で、心の傷の回復には、周りの人たちの理解と共感が必要です。また、さまざまな負担が発生することから、関係機関等による連携した支援が必要です。

犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう、その被害や悲しみについて理解を深め、必要な支援をしていきましょう。

③ 刑を終えた人への支援

犯罪や非行をした人の多くは、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきませんが、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人にとって、現実には極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力、そして、保護司会や更生保護女性の会などの関係団体等の連携による再犯防止のための支援が必要です。さらには犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪等のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。

市民、警察、行政が一体となり、犯罪のない明るい地域づくりを進めるとともに、刑を終えた人が孤立せず、社会復帰ができるよう支援をしていきましょう。

○基本方針（5） 住む場所等に困っている人を支援する

「住まい」は人が暮らしていくために不可欠であり、誰もが住み慣れた地域で快適に生活することが望まれますが、さまざまな理由で住む場所に困っている人たちがいます。「住まい」がないと、健康で文化的な生活を送ることができず、社会参加が難しくなります。また、「住まい」に危険な箇所があると、安全に生活することができません。

このため、さまざまな困難を抱える人が住む場所等に困ることがないように支援します。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	住み慣れた地域で住み続けることができるよう住宅のバリアフリー化などにより住環境を整えます。
事業者等	暮らしやすい住まいの整備や支援に取り組みます。
社会福祉協議会	住む場所に困っている人の相談を受けるなど、住まいの確保に向けて支援します。
行政	住宅の整備や確保に対して支援します。

【取り組みの方向】

① 暮らしやすい住宅の整備

高齢や障がいなどにより身体機能が低下した場合は、段差を無くすことや手すりの設置などを行い、廊下やトイレ、風呂などがそこに暮らす人に対応したものとなっていることが必要です。また、多世代で同じ住宅に暮らす多世代同居は、家族での支え合いや見守りによって、さらに安心した住まいとなります。

住み慣れた地域で住み続けることができるよう住宅のバリアフリー化や多世代で同居できる住宅の整備などに取り組みましょう。

② 住まいの確保

生活が困窮している人にとって、住まいの確保は大きな課題であるとともに、生活を再建していくうえで重要な鍵となります。また、障がい者にとっては、施設等を退所し、地域で暮らし始める場合や、生活を支援していた親族がいなくなった場合などに新たな住まいを確保しなければなりません。高齢者にとっても、生活能力が低下し、自宅での生活が困難となった場合などに、支援を得られる施設等を住まいとして確保することが必要となってきます。
誰もが安心して暮らせる住まいの確保を支援しましょう。

○基本方針（6） 判断能力に不安を抱える人や 立場の弱い人を支援する（権利擁護）

認知症高齢者の増加や障がい者の親亡き後の生活など、判断能力等に不安を抱える人の権利をどのように守り、その生活を支えていくかが課題となっています。また、高齢者や障がい者に対する虐待や子どもへの家庭内暴力が大きな社会問題として取り上げられています。

「権利擁護」とは、高齢者や障がい者などが、人権やサービス利用の権利を侵害されている、又はその可能性がある場合に、その人権や権利を守ることをいい、法律の上では、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、児童虐待防止法、配偶者暴力防止法などによって、権利擁護の環境が整備されており、日常生活自立支援事業や成年後見制度、福祉サービスの苦情解決制度などの仕組みがあります。

このため、判断能力に不安を抱える人や立場の弱い人が、権利を侵害されることなく自分らしい生活が送れるよう支援を行います。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	認知症の人や障がい者について理解を深め、身近に支援を必要としている人がいたら、早めに相談窓口につなげます。また、地域の見守り等を通して虐待等を防ぎます。
事業者等	認知症の人や障がい者について理解を深め、支援を必要としている人がいたら、早めに相談窓口につなげます。また、事業において虐待が発生しないよう適切に取り組みます。
社会福祉協議会	日常生活自立支援事業等を通して高齢者や障がい者などを支援するとともに、関係機関と連携し、権利擁護に努めます。
行政	関係機関と連携し、成年後見制度等の利用を支援するとともに虐待などの防止や早期発見に努めます。

【取り組みの方向】

① 判断能力に不安を抱える人の自立支援

成年後見制度を利用するには至らないまでも、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断する能力が十分でない人にとって、福祉サービスの情報を自分で集めたり、自分にあった福祉サービスを選択したりすることは容易ではありません。また、金銭の管理や書類の保管が困難になることも考えられます。このような人の権利を守る手段として、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを支援する日常生活自立支援事業が有効です。

判断能力に不安を抱える人が地域で安心して暮らしていけるよう支援しましょう。

② 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人について、成年後見人等が本人に代わって契約などの法律行為を行うことなどによって、本人を保護・支援する制度ですが、制度自体の難しさや申し立ての手続きの複雑さ、費用負担が困難であるなどの理由により、必要な人が制度を利用していない可能性が指摘されています。

今後、成年後見制度の利用が必要な人の増加が見込まれており、財産管理や病院等の生活上の手続きといった身上監護の面から、成年後見の担い手として市民後見人の育成が求められると考えられています。このため、法律・福祉の専門職団体や関係機関等が支援を連携・協力して行う地域連携ネットワークとその中核機関を整備し、成年後見制度の利用が必要な人や関係者に対して広報や相談支援をしていくとともに、市民後見人の育成や法人後見実施団体を含めた成年後見人等を支える体制づくり等が求められています。

誰もがその人らしい生活を続けることができるよう、成年後見制度が利用しやすい地域づくりを目指しましょう。

③ 虐待防止等

身体的、性的、心理的、経済的な虐待や放棄・放任、配偶者等からの暴力は、被害者の人生やその家族に深刻な影響を与え、最悪の場合、命が失われることにつながります。虐待等の原因は、加害者や被害者の身体的、精神的、社会的、経済的な要因のいくつかが複雑に絡み合っていることがあり、被害者のみならず加害者への支援が必要な場合があります。このため、地域での声掛けや、市と子ども相談センターなどの関係機関が連携して未然防止や早期発見に取り組んでいくことが大切です。

社会的、身体的に弱い立場にある人を虐待から守るため、地域での声かけを行い、早期発見のため連携して取り組みましょう。

■基本目標3 いきいきと活躍できるまちづくり

○基本方針（1） 誰もが活躍する

人々の価値観やライフスタイルが変化していくなかで、誰もがより暮らしやすい社会をつくっていくためには、その変化を受容し、多様な人がその人らしく自らの能力を発揮することができる社会が求められています。

このため、誰もがいきいきと活躍できるまちづくりを行います。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	男女が互いに人権を尊重し、年齢に関わらずさまざまな変化に対して理解を深め、対応します。また、ボランティア活動などに参加します。
事業者等	ワーク・ライフ・バランスや障がい者雇用を推進します。
社会福祉協議会	市民のボランティア活動などを支援します。
行政	市民のボランティア活動などを支援します。

【取り組みの方向】

① 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会とは、女性と男性が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことをいいます。このことを踏まえ、誰もが暮らしやすい地域にしていくためには、男女がともに地域課題の解決に参画していくことが求められており、女性の活躍が社会全体で推進され、性別による固定的な役割分担意識が解消されていくことが必要です。

誰もが暮らしやすい社会を実現するため、男女が対等なパートナーとして共に取り組みましょう。

② 多様な性が認められる社会の実現

近年、男女以外の性について、自身や支援団体が積極的に社会に発信するようになってきており、性的少数者への理解が徐々に深まっています。しかしながら、性的少数者の多くは、未だ自らの性的指向について相談することや打ち明けることができず、生活のあらゆる場面で自分を押しさえ、自分の能力を思うように発揮できていないのが現状です。このため、社会全体が性的少数者に対する理解を更に深めていくとともに、性的少数者に対して適切な対応をとっていく必要があります。

性が多様であることが自然と捉えられる社会を実現するため、性的少数者への理解を深めましょう。

③ 働き方改革の推進

生産年齢人口の減少が見込まれる中、仕事や家庭、地域活動における労働力がバランス良く配分されるとともに、人々が充実した生活を送るためには、家庭や地域活動、自己実現の時間が確保され、育児や介護などが必要な時期には、その事情に応じた柔軟な働き方を選択できる社会の実現が求められています。

個々の事情にあったワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指しましょう。

④ 障がい者・高齢者の雇用促進

障がい者の就労意欲は近年急速に高まっており、障がい者が職業を通じ、誇りを持って自立した生活を送ることができるよう、障がい者の雇用対策が進められています。平成30年高山市労働実態調査（市商工課）によると、障がい者の雇用を行っている市内の事業所の割合は10.5%となっています。障がい者の就労は、安定した生活を送るうえでの収入確保や、社会参加の実現のために重要な意義があるため、就労相談や訓練などの実施、職場環境の整備など事業者の理解が必要です。

また、元気な高齢者が働くことは、労働力の確保という面だけではなく、豊富な経験を地域社会で活用していただくとともに、高齢者自身の生きがいや健康づくりにつながるため、高齢になっても働きやすい職場をつくり、雇用を促進していくことが必要です。

障がいの有無や年齢に関わらず、いつまでもいきいきと働くことができ、障がい者や高齢者が地域の中で自立して暮らしていけるようさまざまな分野が連携し、雇用の支援に取り組みましょう。

⑤ ボランティア活動や市民活動の推進

生きがいづくりの一つとして、社会的な課題の解決に向けて取り組む市民活動や誰かのために自主的に取り組むボランティア活動があります。福祉の課題が多様化・複雑化し、さまざまな支援を必要とする人が増加している中で、ボランティア活動や市民活動の重要性は増しており、市民のこうした活動への積極的な参加が期待されます。また、ボランティア活動を支える中心的な人材の育成や、活動への支援、子どもの頃からのボランティア教育の充実など、ボランティア活動等を支援していくことも大切です。

市民一人ひとりが福祉の心を育て、ボランティア活動や市民活動に参加しましょう。

○基本方針（2） 生きがいを持って暮らす

自分らしく充実した人生を送るためには、生きがいや目標を持つことが大切です。

地域における役割を認識しながら、人生の各段階に応じて生きがいを持って暮らしていくため、いつまでも学び活躍できる機会を充実させ、その人に合った生きがいを見つけることができる環境づくりを目指します。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	講演会や学習会などの生涯学習の場や長寿会などの活動に参加します。知識や経験を活かし、地域で活躍します。
事業者等	いつまでも生きがいを持って働ける場や、知識や能力を活用できる場をつくれます。
社会福祉協議会	知識や経験を活かした社会参加の支援やさまざまなニーズに合った講座を開催します。
行政	誰もがいつでもいつまでも活躍できる地域づくりに取り組みます。

【取り組みの方向】

① 誰もが生涯にわたって学び、社会で活躍できる環境の整備

生涯学習はあらゆる世代が対象となり、講座などに参加することで同じ分野に興味がある人との出会いや知識を増やすことにつながります。高齢者世代が、生涯現役世代としてさまざまな学習の場に参加することは、自己実現や生きがいづくり、介護予防にもつながります。また、学んだ知識や経験を子育て、環境、まちづくり、防災などの地域課題の解決や魅力づくりに活かすなど、地域づくり型生涯学習の充実を図っていくことも大切です。このため、多様なニーズに応じた生涯学習情報を提供するとともに、時代の変化への対応力を養う学習機会を提供していくことが必要です。

さまざまな学習の場に参加するとともに、学んだ知識を地域づくりに活かしましょう。

② 高齢者の生きがいづくり

高齢者が健康で住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域の中で生きがいを持って生活することが大切です。長寿会活動や地域活動への参加は、生きがいづくりにつながるだけでなく、地域住民と交流することは、介護予防や認知症予防にもつながります。長寿会の加入者が減少し、活動を継続することが難しい地域もありますが、地域全体の活力を維持するためにも高齢者が地域との関わりを持つことは重要です。元気な高齢者が、支援を必要としている高齢者を支えたり、豊かな経験や専門知識を活かして地域で活躍するなど、年齢を重ねても生涯現役で活躍できる環境をつくっていくことが必要です。

いくつになっても生きがいを持ってさまざまな活動に取り組みましょう。

○基本方針（3） 健康寿命を延伸する

人生100年時代を見据え、個人の生活の質の低下を防ぐとともに社会保障制度を持続可能なものとするためには、皆が自らの健康状態を正しく知り、心や身体を健康を維持することが大切です。

このため、一人ひとりが自らの健康づくりの重要性を認識し、健康寿命の延伸に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	健康への意識をしっかりと持ち、健康づくりや生活習慣病の予防に取り組みます。地域で開催するサロン活動などさまざまな活動に参加します。
事業者等	事業を通して、健康づくりや介護予防の活動を支援します。
社会福祉協議会	健康意識の啓発を実施するとともに、健康教室や介護予防教室を開催し支援します。
行政	健康意識について啓発するとともに、市民の健康づくりを支援します。高齢者にきめ細やかな支援を行うため、保健事業と介護予防を一体的に実施します。

【取り組みの方向】

① 健康づくりの推進

住み慣れた地域でいつまでも活発に暮らし続けるためには、健康であることが大切です。若年からの健康づくりや生活習慣病の予防は、将来、障がいを抱えたり、要介護状態になることを防ぐことに繋がります。また、生活習慣病の発症、重症化の予防により、認知症の発生リスクが減ると言われています。このため、若年からの健康教育による正しい知識の普及や、健康診断の受診率の向上、受診後の保健指導など健康づくりの事業が充実していることが大切です。また、地域医療体制の整備においては、救急医療体制の確保や、地域の保健・医療・福祉等に関する専門機関や事業者との連携を図ることによる安心して暮らせる地域づくりが求められています。

健康でいきいきと暮らせるよう、心身の健康づくりに取り組みましょう。

② 介護予防の推進

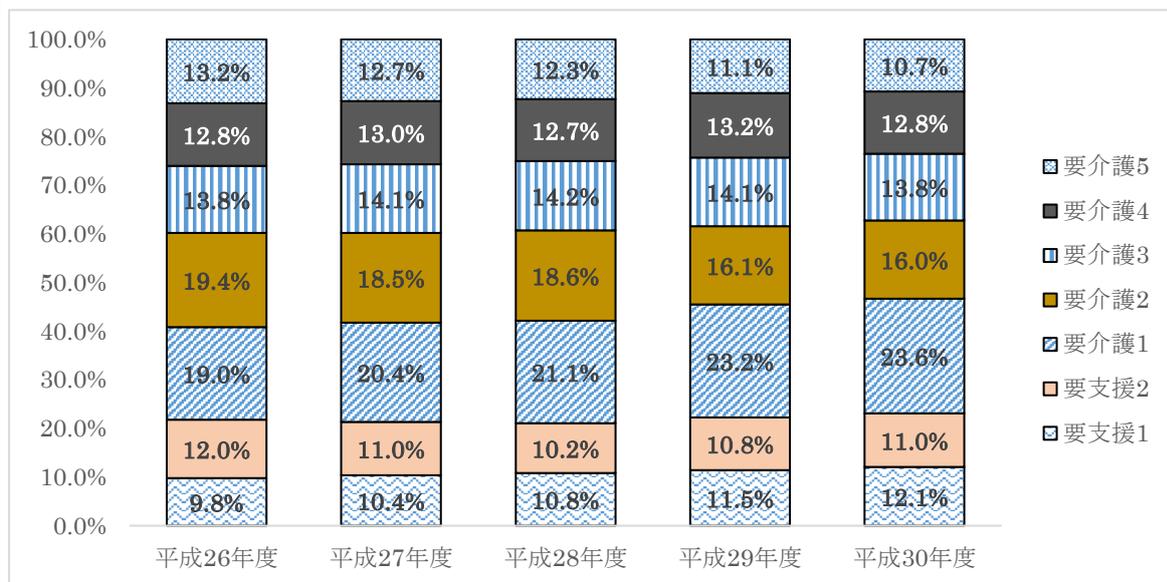
高齢になると、誰しも生活機能が低下することは避けられませんが、できる限り要介護状態にならず、健康でいきいきとした生活を送るために、介護予防の取り組みが重要です。また、高齢者の介護予防には、家族や地域の理解と協力が必要であるとともに、介護予防教室や高齢者健康教室等のサロン活動など身近な場所で気軽に参加できることが大切です。

高齢者自身が地域の仲間とともに、健康寿命の延伸に向けて、介護予防活動などに取り組ましましょう。

介護度別認定者の状況（各年度3月末日現在人数）（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1	492	515	550	588	635
要支援2	606	547	519	555	580
要介護1	958	1,013	1,071	1,191	1,243
要介護2	975	918	942	826	844
要介護3	695	702	723	724	724
要介護4	645	646	647	679	673
要介護5	664	630	625	569	564
計	5,035	4,971	5,077	5,132	5,263

介護度別認定率の推移



出典：高山市の福祉と保健

■基本目標4 安全で安心なまちづくり

○基本方針（1） 安全で安心して暮らす

地域住民が安心して暮らすためには、地域の安全確保が大切です。しかし、悲惨な事件や交通事故が後を絶たず、治安や交通安全をどのように維持していくかが課題となっています。また、人権意識の向上やユニバーサルデザインの推進など、差別のない社会の実現へ向けた更なる取り組みも必要です。

このため、普段から、地域の交通安全や防犯、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーを推進し、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	地域の交通安全・防犯のためにできることを考え、取り組みます。人権・福祉等に関する理解を深めるとともに、誰もが安全に安心して利用できる施設の整備を進めます。
事業者等	事業を通して、地域の交通安全・防犯活動に貢献します。人権・福祉等に関する理解を深めるとともに、誰もが安全に安心して利用できる施設の整備を進めます。
社会福祉協議会	地域の交通安全・防犯活動を促進します。市民の人権・福祉等に関する理解と、誰もが安全に安心して利用できる施設の整備を推進します。
行政	地域の交通安全・防犯活動を推進します。市民の人権・福祉等に関する理解の促進と、誰もが安全に安心して利用できる施設の整備を推進します。

【取り組みの方向】

① 交通安全の推進

交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素です。交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではありませんが、皆が交通事故を起こさない、起こさせないという誓いのもと、悲惨な交通事故の根絶に向けて取り組む必要があります。児童生徒の登下校時の見守りや、通学路等の危険箇所の把握と改善、交通安全やマナーの啓発などにより、一人ひとりが交通安全の重要性を理解し、取り組みを進めていく必要があります。

地域で安全に暮らせるよう、交通安全や交通マナーの啓発を行い、地域の交通安全に取り組ましよう。

② 防犯の取り組み

身近な犯罪を抑止するには、警察による防犯活動は勿論のこと、地域住民等の自主的な活動が大切です。まちづくりには、地域住民等の主体的な取り組みが重要となりますが、このことは、防犯においても変わりません。地域住民等が地域の状況や自らの役割について考え、児童生徒の登下校時の見守りや危険箇所の把握・改善、防犯カメラの設置やパトロール、特殊詐欺への対策など、住民一人ひとりが防犯意識を持って、地域に応じた取り組みを進めていく必要があります。

地域で安心して暮らせるよう、防犯意識を持って地域の防犯対策に取り組みましょう。

③ ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ、都市や生活環境をデザインする考え方のことをいいます。市では、「誰にもやさしいまちづくり条例」に基づき、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず快適に生活できる環境の整備をすすめています。障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がい者に対し必要な配慮を行うとともに、子どもや高齢者などの視点に立って、道路や公共施設、民間施設の整備を図っていく必要があります。また、既存の施設についても、必要に応じてバリアフリー化していくことが求められています。

誰もが安全に安心して利用できるユニバーサルデザインの視点をまちづくりに活かしましょう。

④ 心のバリアフリーの推進

岐阜県では、車椅子利用者用駐車区画等の利用希望者に対し、「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」の利用証の交付を令和元年1月1月から始めています。この制度は、障がいのない人が車椅子利用者用駐車区画等に駐車することによって、障がい者が駐車できないとの問題を解決するために始められていますが、皆が車いす使用者等の困難さを正しく理解し、車椅子利用者用駐車区画等に車をとめなければ、このような問題は発生しません。困難を抱える人が適切に支援されるためには、地域住民等の正しい理解が必要であり、義足や内部障がい、認知症、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることができる「ヘルプマーク」の取り組みも進められています。同様に、文化や習慣が異なる日本人と在住外国人の間でも、相互の理解が大切です。誰もが個人として尊重され、自立した生活を送るためには、年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、等しく人権が守られることが必要であり、子どもの頃から福祉教育がなされるなど、市民一人ひとりが人権意識を向上させ、優しさと思いやりの心を醸成していくことが大切です。そして、これらのことは、子どものいじめや不登校を減らしていくことにもつながっていきます。

家庭や地域、学校などにおいて優しさと思いやりの心の醸成に努め、心のバリアフリーに取り組みましょう。

○基本方針（2） 災害に備える

いっどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による取り組みはもとより、自分や家族の命は自分たちで守るとの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家族、地域、事業者等のさまざまな主体が協働・連携して、日常的な減災に取り組んでいく必要があります。災害の軽減には、常日頃の準備と災害時の適切な対応が重要ですが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互の協力の地道な積み重ねによって達成されるものです。

各々が普段から災害に備え、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

【各主体の役割】

主体	役割
市民・地域	災害が発生した際、地域や自らがすべきことを予め考え、取り組みます。
事業者等	災害が発生した際、事業者としてすべきことを予め考え、取り組みます。また、事業を通して、地域の避難活動等に貢献します。
社会福祉協議会	市民等に災害時の心得やボランティア活動に関する情報を提供します。また、事業を通して、地域の避難活動等に貢献します。
行政	災害が発生した際、市民等が安全に避難し、避難生活が送れるように必要な準備と対応をします。

【取り組みの方向】

① 災害への準備

災害はいつ発生するかが分からないため、備蓄品や避難所の確保など事前の備えが重要です。災害時に自分や家族の命を守るためには、行政やまわりの支援がすぐに受けられないことを想定して、食糧品の備蓄や避難経路の確認など、自分たちで防災に取り込むことが大切です。そして、災害時に円滑に助け合いができるように、日頃から、地域で情報交換やつながりをつくっておくことが大切です。特に、避難行動要支援者等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにしておくことが大切です。命のバトン事業などを通して災害時や緊急時に必要な自分の情報を支援者に知らせる準備が必要です。また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団や住民自身が被災者の救出救護・避難誘導等を行う自主防災組織の活動や、ボランティアセンターの活動に参加するなど、地域で協力し合うことが大切です。加えて、普段、経験したことがない災害が発生した際に適切に対応するためには、地域、職場、学校、施設などにおいて、さまざまな災害を想定し、必要に応じて避難計画やマニュアルを作成するとともに、防災訓練や避難訓練を実施することが大切です。

災害の発生に備え、日頃から避難の仕方や協力体制などについて確認しておきましょう。

② 発災時における対応

災害が発生した際には、その状況に応じた適切な対応が必要となってきます。避難に支援を必要とする障がい者や要介護の高齢者、高齢者世帯、妊婦などの避難行動要支援者や子どもが安全に避難できるよう地域の中で助け合うことが求められます。そして、災害時に適切な対応を取るためには、必要な情報が欠かせません。情報を発信する側は必要な情報を速やかに発信し、受け取る側は情報を受け取れる機器を傍に置いておくことが必要です。家族や地域においては、必要な情報が相互に交換できるよう連絡体制を構築することが大切です。

災害が発生した際は、全ての人が確実に避難できるよう皆が協力して行動しましょう。

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

高齢化や人口減少への対応、医療・福祉サービスの確保、少子化対策など様々な課題に対応するためには、地域福祉の視点を取り入れながら、高山の良さを活かしたまちづくりや、地域活性化に取り組んでいくことが大切です。

今後も、市民・地域、事業者、NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会と行政が連携し、それぞれの役割を担いながら、協働して地域福祉計画を推進します。

① 市民・地域の地域福祉活動への参加

誰もが住み慣れた地域で暮らせるように、地域の支え合いや助け合いの必要性など地域福祉に関する理解を深めることが大切です。地域の活動等に積極的に参加して理解を深め、より暮らしやすい地域づくりをすすめるため、日頃から地域の様子や地域の課題に関心を持つことが大切です。

② 事業者等との連携

福祉サービス事業者は、公的なサービスを提供するだけでなく、これまで以上に地域住民との交流や、福祉サービスに関する情報提供や相談機能の充実に取り組むことが求められます。

③ 社会福祉協議会との協働・連携強化

高山市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する民間団体としてさまざまな地域福祉活動の中心的な役割を担っています。高山市社会福祉協議会と協働・連携し地域福祉の推進を行います。

④ 市の推進体制

市民生活は、市役所や支所にあるさまざまな部署などの縦割りの組織とは関係なく営まれています。市民生活や地域の課題を解決していく取り組みである地域福祉は、福祉担当課だけではなく、市のさまざまな部署が連携を図り、多様な主体と協働して取り組みます。

2. 支え合うための区域の範囲

地域の課題には、近隣住民でなければ気づかない課題や、近隣住民だけでは対応が難しく町内会やまちづくり協議会が中心となって取り組むことが適切な課題、また、行政等が主体となって対応する課題など、様々なものがあります。

それぞれの地域福祉の活動を効果的に実施するためには、近隣住民、町内会、小中学校区・まちづくり協議会、高山市全域での各区域の範囲内において、それぞれの役割と機能

《用語説明》

【あ行】

命のバトン

一人暮らしの高齢者（昼間に高齢者のみとなる世帯を含む）や障がい者などの安全・安心を確保するため、急病など救急時や災害などの緊急時に必要な自分の情報をいち早く知ってもらえるよう、必要事項を調査票に記入し、指定するケースに入れて保管しておきます。高山市では、平成24年2月から高山市社会福祉協議会と民生児童委員協議会が対象となる世帯に配付を始めました。

調査票に記入する主な内容は、氏名、年齢、緊急連絡先、かかりつけ病院、身体状況や介護サービスの状況、常備薬、禁忌薬などです。

【か行】

協働のまちづくり

市民が主役という理念のもと、地域社会を構成する多様な主体（市民、地域住民組織、事業者、行政など）がお互いの存在意義を認識し、尊重し合い、お互いの持てる能力を発揮し、ともに手を携えて、まちづくり（課題解決）に取り組むこと。

【さ行】

サロン活動

少子高齢化が進む中、「身近に出かけられ、交流できる居場所づくり」「元気なうちからの仲間づくりをしよう」「健康づくり・介護予防に取り組みましょう」との考えから、集いの場・通いの場（サロン）が多くの地域で開催されています。

市民活動

市民が自主的・自発的に行う活動で、次に掲げる活動に該当するものをいいます。ただし、営利、宗教、政治・選挙を目的とする活動は除きます。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 災害救援活動
- ⑦ 地域安全活動
- ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑧ 国際協力の活動
- ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

- ⑪ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑫ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑬ 科学技術の振興を図る活動
- ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯ 消費者の保護を図る活動
- ⑰ ①～⑯に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

生涯学習

生涯学習は、学習、スポーツ、芸術・文化活動をはじめとして、子どもから大人まで、趣味や生きがいなど、自らの生活の充実や向上のために、自分に適した方法を選んで生涯にわたってあらゆる機会や場所において行われる学習のことです。

学習した成果を地域社会に還元したり、地域の課題解決をめざす取り組みに生かすことが求められています。

消防団

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員です。消防職員と協力して消火活動を行ったり、風水害等の際は、水位の警戒や土のう積みなど、さまざまな災害対応を行っています。

地域防災の中核的存在である消防団は、団員数が年々減少し、地域の防災体制に支障をもたらすことになると憂慮されています。

消防団の活性化を図るためには、会社員などの被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境の整備が求められ、事業所の消防団活動に対する一層の理解と協力が必要となっています。

自主防災組織

災害時における住民自身による初期消火活動や被災者の救出救護・避難誘導等・自主的な防災活動を自主防災といい、地域ごとに組織を作り活動することを自主防災組織といいます。

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災を機に、「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という意識のもと、高山市内の全町内において結成され、地域防災活動の拠点として活動しています。

組織の役割分担には、本部、通報連絡班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班などが挙げられます。

生活困窮者

生活困窮者自立支援法第2条では、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持する事

ができなくなる恐れのある者となっています。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、その権利を守る援助者（成年後見人など）を選定し、その人を法律的に支援する制度です。

【た行】

ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のことをいいます。

男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法第2条では、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的、及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」と規定されています。

地域福祉活動計画

市町村地域福祉計画の策定を受けて、高山市社会福祉協議会が中心となって策定する計画で、福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、NPO等の民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間活動の自主的な行動計画のことです。

地域住民の立場から多様な民間団体や地域住民の参加・協働を促進して、さまざまな福祉活動を計画化するところに独自性があり、行政計画としての地域福祉計画とは、異なる性格を有していますが、市町村地域福祉計画と相互に連携することが重要です。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利が侵害されることなく、自らの能力に応じてできる限り地域で自立した生活を送れるように支援することを目的とした事業です。

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用や利用料の支払いについて支援が必要な人が対象となっていて、①福祉サービスの利用援助、②日常的金銭管理サービス、③書類等の預かりサービスが、サービスの三本柱です。また、定期的な訪問により生活の変化も把握できます。特徴は、支援計画の契約時に、利用者本人が計画内容を理解できることが条件で、全く判断能力がない人は対象と

ならないことです。

【は行】

8050問題

80は80代の親、50は自立できない事情を抱える50代の子どもを指し、こうした親子が社会から孤立する問題として「8050問題」と呼ばれており、代表的な問題がひきこりです。ひきこりはこれまで若者の問題とされてきましたが、ひきこりが長期化し、子どもが40代、50代と中高年になる一方で、親も高齢化して働けなくなり、生活に困窮したり、社会から孤立したりする世帯が各地で報告されています。なかには周囲から気づかれないまま親子共倒れとなるケースも起きています。

バリアフリー

もともとは建築用語で建物内の段差解消などという意味ですが、より広く、障がい者や高齢者等の社会的、制度的、心理的な全ての障がいの除去という意味で用いられています。

ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流もほとんどなく、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。ひきこもりには、総合失調症などの精神疾患、学習障がいなどにより周囲との摩擦が生じて引きこもる場合と、そういった疾患や障がいなどの生物学的な要因が原因とは考えにくい場合があります。後者は対人関係や心的外傷などが引き金となり、社会参加が難しくなってしまったもので、「社会的ひきこもり」と呼ばれることもあります。

福祉教育

すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合う態度を育て、共に生きる人間の育成を目指すものです。

【ま行】

まちづくり協議会

地区内の各種団体などが協働して地域課題の解決に取り組む自主運営組織。

民生児童委員（民生委員、児童委員）

民生委員は、民生委員法において「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と規定され、福祉に関する全般的な活動を行っています。民生委員法に基づき、厚生労働大臣より委嘱され、調査・実態把握、行事や会議への参加、相談・情報提供、訪問活動など、幅広い活動を行っています。

児童委員は、児童福祉法に基づき、厚生労働大臣の委嘱により置かれ、民生委員をもってあてられます。一部の児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員として委嘱されています。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ、都市や生活環境をデザインする考え方をいいます。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、家庭や地域における子育て・介護の時間や、家庭・地域・自己啓発などにかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう社会全体で取り組む概念。仕事と私生活の両立を支援することで業務効率の向上を図り、生産性を高め、かつ優秀な人材の確保、モラル向上などもめざすものです。

アルファベット

A I (Artificial Intelligence)

人口知能。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現したもの。

I C T (Information and Communication Technology)

情報通信技術。通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。I C Tによって業務を効率化することで人手不足を解消されるなど、今後一層I C Tの利活用がさまざまな組織や場面において進展することが期待されています。

N P O (Non Profit Organization)

特定非営利活動団体。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称で、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、さまざまな社会貢献活動に充てることとなります。このうち「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。法人格の有無を問わず、さまざまな分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たしています。

《関係法令等》

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

高山市第八次総合計画（抜粋）

第1章 目指すまちの姿

3 都市像

本市の将来のあるべき姿を都市像として掲げます。

「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」

本市が誇る魅力、財産である「人」・「自然」・「文化」が様々な形で組み合わせたり、活かしあうことにより、新たな活力や元気が生まれるとともに、やさしさがあり、幸せが感じられるまちになることを将来の姿として描きます。

仕事の充実と産業の振興、暮らしの安心と人材の育成、まちの基盤の構築をまちづくりの方向性の基本的な考え方として、それぞれが相関関係を保ちながら好循環をもたらす取り組みにより、活力が生まれやさしさが育まれるまちづくりをすすめていきます。

第2章 まちづくりの方向性とまちづくり戦略

まちづくりの方向性1

「多様な働き方と優れた産品、サービスで財を稼ぐ」

様々な人材が、それぞれの状況に応じた多様な働き方ができる労働環境を整えるとともに、地域資源の活用による基盤産業の成長、市外からの資金・人材の獲得、市内産業間・企業間

関係法令等

のつながりの強化により、市内経済への波及と資金循環を促進させ、経済の好循環の実現と所得の向上を図ります。

まちづくり方向性2

「心身の健康と文化、教育で心豊かな暮らしを実現する」

心身ともに健康な生活を送ることができ、市民、地域住民組織、事業者、学校、行政など地域全体が手を携え、子どもを育み、ともに支え合うしくみの構築を図るとともに、文化芸術、スポーツなどの活動や歴史・伝統の継承に積極的に取り組むことができる環境を整えることにより、社会で活躍できる心豊かな人材の育成をすすめます。

まちづくり方向性3

「人と人がつながり、安全で美しさと便利さが共存する持続可能なまちをつくる」

多様な主体による協働のまちづくりの推進や将来都市構造を踏まえた適切な土地利用を図るとともに、豊かな自然と美しい景観などの特性を活かしたまちづくりや利便性、効率性の高いインフラ整備、公共サービスの提供、災害に強いまちづくりなどをすすめます。

要綱等

高山市地域福祉計画の策定及び推進等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、高山市地域福祉計画の策定及び推進のために必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 高山市地域福祉計画について、必要な事項の審議を行うため、高山市地域福祉計画市民推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画に係る事項
- (2) 高山市の地域福祉の推進に係る事項

(組織)

第4条 委員会は、委員20名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
 - (3) 社会福祉に関する活動を行う者
 - (4) 地域住民
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、会長がこれを招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

要綱等

(庁内委員会)

第7条 委員会の所掌事項を円滑に推進するため、委員会に高山市職員による高山市地域福祉計画推進庁内委員会(以下「庁内委員会」という。)を置く。

2 庁内委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進における関係部課間の総合調整
- (2) 委員会に付議する事項に関する企画、調査及び検討
- (3) 委員会から指示された事項の調査及び検討
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

3 庁内委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、理事の職にある者をもって充て、庁内委員会を統括する。

5 副委員長は、福祉部長の職にある者をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

7 庁内委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(ワーキンググループ)

第8条 第3条に掲げる所掌事項の事前の調査及び検討を行うため、公募等の市民で組織する市民ワーキンググループを置く。

2 庁内委員会は、専門的事項の調査研究及び検討を行うため、庁内委員会の委員が推薦する所属職員をもって組織する職員ワーキンググループを置く。

3 市民ワーキンググループ及び職員ワーキンググループは、必要に応じて合同でワーキンググループの会議を開催し、協働して調査検討に当たるものとする。

4 ワーキンググループの会議に、議長及び副議長各1名を置き、ワーキンググループを組織する者の互選により定める。

5 議長は、会議を統括し、会議を代表する。

6 副議長は、議長を補佐するとともに、議長に事故のあるときは、その職務を代理する。

7 ワーキンググループは、関係機関の職員等と協働して企画、調査及び検討に当たることができる。

8 委員会の会長は、個別の分野について調査検討をするため、ワーキンググループに専門部会を設置することができる。

(意見の聴取等)

第9条 会長及び委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第10条 委員会、庁内委員会及びワーキンググループの庶務は、福祉部福祉課において行う。

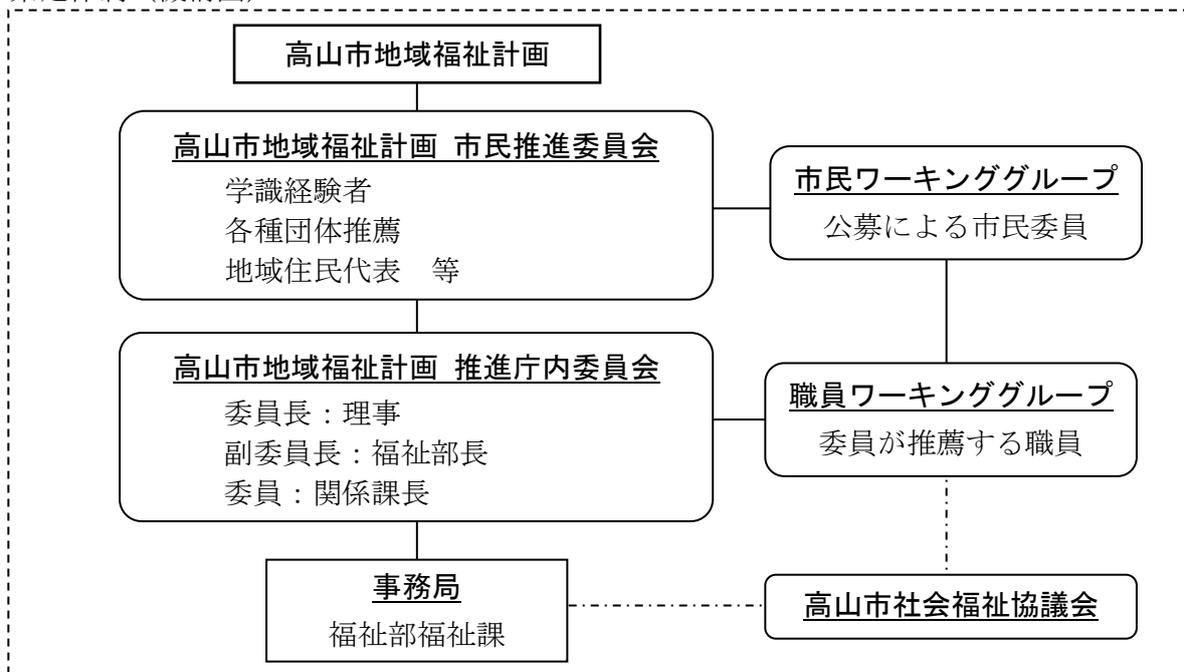
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

別表(第7条関係)

危機管理課長、企画課長、財政課長、協働推進課長、生涯学習課長、子育て支援課長、高年介護課長、健康推進課長、医療課長、農務課長、商工課長、維持課長、都市計画課長、建築住宅課長、教育総務課長、学校教育課長、文化財課長、警防課長、各支所地域振興課長

策定体制（機構図）



高山市地域福祉計画 市民推進委員会 委員名簿

(任期 平成30年3月1日～令和2年2月29日)

◎：会長、○副会長

構成	団体名	委員名
学識経験のある者	社会福祉法人 高山市社会福祉協議会	◎ 西永 由典
社会福祉を目的とする事業を営業者	社会福祉法人 飛騨慈光会	森本 雅樹
	NPO法人 ウェルコミュニティ飛騨	柏木 真司
社会福祉に関する活動を行う者	高山市町内会連絡協議会	中田 昭人
	高山市民生児童委員協議会	○ 脇本 光子
	高山市連合長寿会	中田 幸男
	地域見守り推進員連絡会	中山 環
	高山身体障害者福祉協会	谷口 達朗
	まちひとぷら座かにかこかん	伊藤 早苗
	高山市母子寡婦福祉会	常光 亮子
	高山市保育研究協議会	田中 智子
地域住民	丹生川地域代表	小林 孝明
	清見地域代表	鷺見 奈美子
	荘川地域代表	松木 美幸
	一之宮地域代表	香賀 敬一
	久々野地域代表	清水 久美子
	朝日地域代表	谷口 貴久江
	高根地域代表	小坂 守
	国府地域代表	都竹 郁子
	上宝・奥飛騨温泉郷地域代表	扇田 啓子

(敬称略)

高山市地域福祉計画 市民ワーキンググループ 名簿

氏名	氏名
生田 チサト	中川 秀明
今村 彰宏	長瀬 純子
大志多 恵子	中本 由香
小野 麻美	鍋島 さとみ
上井 雅史	松原 滋
木下 清春	鷺見 長一
竹淵 繁三	

(五十音順・敬称略)

第4期高山市地域福祉計画

令和2年3月発行

発行 高山市福祉部福祉課
岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
TEL 0577-32-3333 (代)
E-mail fukushi@city.takayama.lg.jp